

2024 年 保険モニタリングレポート

2024 年7月



内容

はじめに.....	2
I. 保険市場の概況	3
II. 保険ビジネスを巡る動向について.....	10
1. 生命保険会社	10
2. 損害保険会社	14
III. 財務・リスク管理について.....	25
1. 財務の健全性の確保.....	25
2. グループガバナンスの高度化	33
3. マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策.....	37
4. サイバーセキュリティ対策.....	40
5. 経済安全保障推進法の施行	41
IV. 顧客本位の業務運営について.....	43
1. 営業職員管理態勢の高度化	43
2. 保険代理店管理態勢の高度化	45
3. 外貨建保険の募集管理等の高度化	51
V. 不適切事案を踏まえた対応	54
VI. その他.....	59
VII. 少額短期保険業者の財務の健全性及び業務の適切性の確保について.....	62
コラム	64

はじめに

本レポートは、中長期的な事業環境が急速に変化していく中で、保険業界についての現状分析や保険行政の実績評価、これらを踏まえた保険行政の次なる対応策の立案といった、PDCA サイクルを意識した保険行政を行っていくこと、関連する情報を分かりやすく提供すること、を目的として、2021 事務年度から取りまとめ・公表しているものである。

保険は、経済社会活動における様々な危険に対する保障・補償を提供し、個人生活や企業経営の安定を支える社会的機能、また、公的保障の補完や被害者救済の役割も果たすなど、現代社会において、国民生活の安定や国民経済の健全な発展という観点から、極めて重要な役割を担っている。したがって、保険会社は少子高齢化、自然災害の頻発・激甚化、自動車保険市場の縮小といった事業環境の変化を踏まえ、効率的な業務運営や顧客ニーズの変化に即した商品の開発などを通じて、持続可能なビジネスモデルを構築することが求められており、更には多額の資産を運用する機関投資家として、スチュワードシップ責任を果たしつつ、活力ある資本市場と安定的な資産形成の実現に寄与することが期待されている。保険会社が期待される社会的意義に応え、持続可能なビジネスモデル構築を行うためには、保険会社自身が適切なガバナンス機能を発揮し、財務の健全性を持続的に確保できるよう自己資本・リスク管理を行うことはもとより、商品開発・引受・募集・支払などの各場面において、顧客本位の業務運営を徹底していくことが求められる。

金融庁としては、本事務年度、金融行政方針に基づき、ビジネスモデルや自然災害の頻発・激甚化への対応、財務・リスク管理、顧客本位の業務運営等、様々な事項について、保険会社・少額短期保険業者（以下「保険会社等」）と対話を行ってきた。また、損害保険業界で発生した不適切事案に対して、業務改善命令等の行政対応を行うとともに、一連の行政対応の中で認められた構造的課題等について、主に制度・監督上の必要な対応を検討してきた。

こうした取組みを継続的に実施し、保険行政の透明性を高めつつ、各保険会社等と課題認識等を共有しながら深度ある対話・モニタリングを行うことで、保険行政の高度化を図るとともに、保険業界がその社会的役割を将来にわたって適切に果たすべく、不断の取組みを促していく。

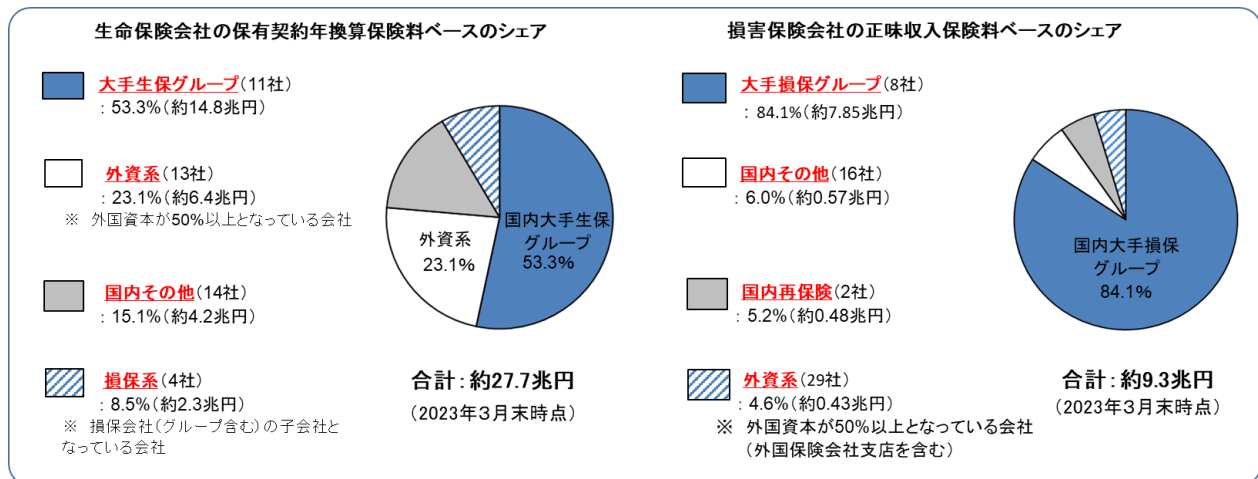
I. 保険市場の概況

(1) 我が国における保険会社等

保険は経済社会活動における様々な危険に対する保障・補償を提供し、公的保障の補完や被害者救済の役割も果たすなど、現代社会において、国民生活の安定や国民経済の健全な発展という観点から、極めて重要な役割を担っている。他方、一般の保険契約者にとって、保険契約の内容の適正性や保険会社等の財務及び業務の健全性を適切に把握し、判断することは容易ではない。このため、一般の金融サービスの利用者が安心して保険会社等と保険契約の締結をすることができるよう、我が国においては内閣総理大臣の免許を受けた者でなければ保険業を行うことができないこととされており、現在¹、免許を受けて保険業を営む保険会社は、生命保険会社 41 社、損害保険会社 57 社(在日支店を含む)となっている。また、内閣総理大臣の登録を受けることで、一定の事業規模の範囲内で少額短期の保険商品に限り提供することができる少額短期保険業の制度が創設されており、現在²、122 の少額短期保険業者が登録されている。

保険会社の保険料ベースのシェアを見ると、生命保険会社については大手生命保険グループが国内市場の過半を、損害保険会社については大手損害保険グループが国内市場の8割強を占めている。

(参考1) 保険会社の概要



(出典) 各保険会社公表資料より金融庁作成

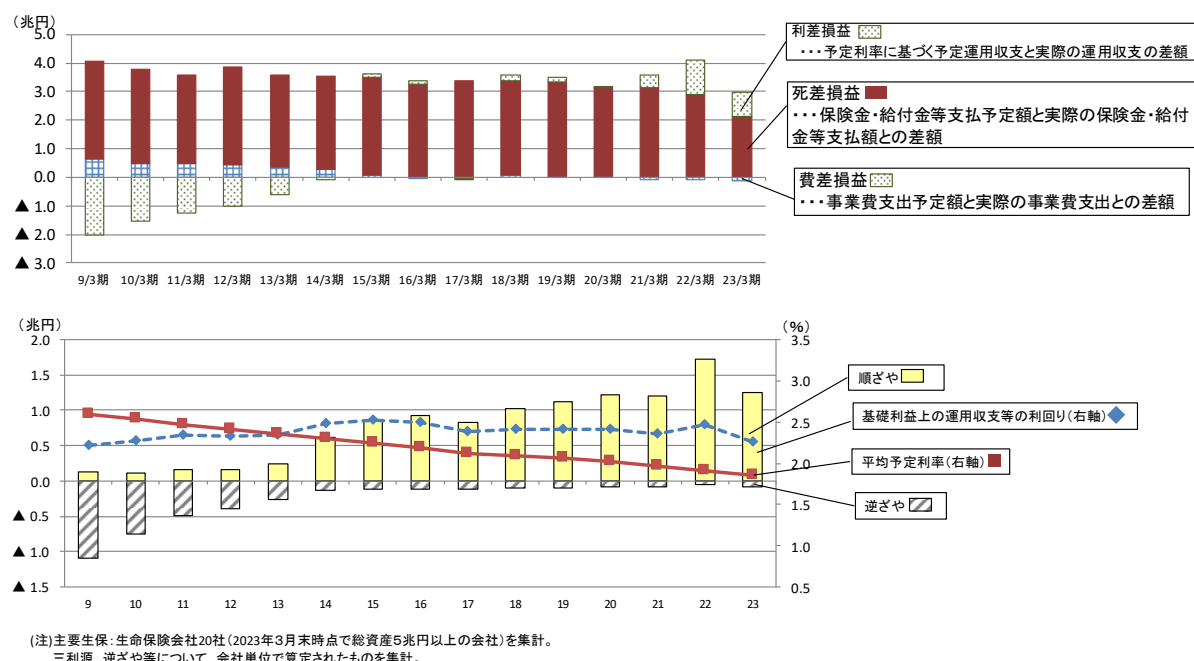
¹ 2024 年 6 月現在。最新の保険会社数は金融庁 HP 参照 (<https://www.fsa.go.jp/user/hoken.html>)

² 2024 年 6 月現在。

(2) 保険会社の収益構造

我が国の主要生命保険会社の利益は、これまでに積み上げた保有契約から得られる死差損益³が多くを占めている。他方、予定利率により見込んでいる運用収支を実際の運用収支が下回る状態である「逆ざや」は、過去の高い予定利率契約の減少等により平均予定利率が低下していること等から、近年は減少傾向が続いている。また、足元では金利上昇等に伴い、一部の保険会社において、予定利率の引上げの動きが見られる。

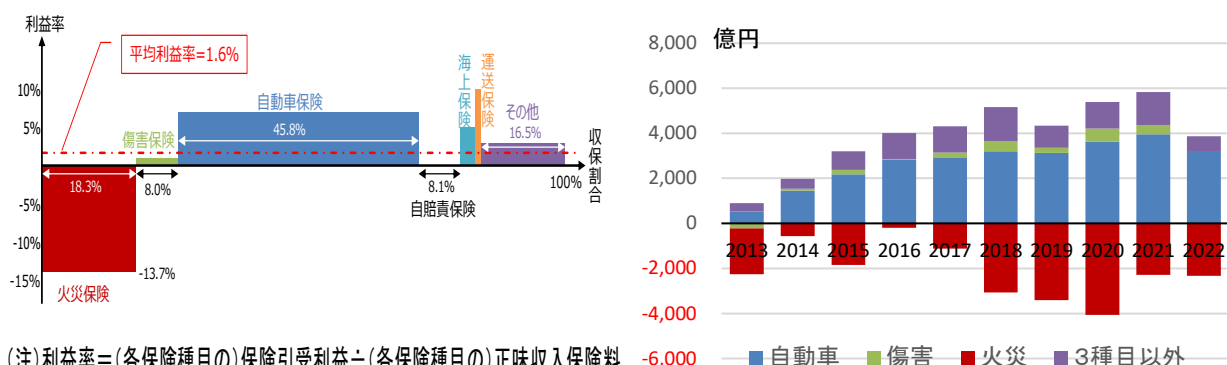
(参考2) 三利源及び逆ざやの推移



我が国の主要損害保険会社の利益は、火災保険において大規模自然災害の頻発・激甚化等により恒常的に損失が発生しているものの、自動車保険等のその他の保険で利益が発生しており、2022年度の全体としての利益率(保険引受利益÷正味収入保険料)は、+1.6%となっている。

³ 生命保険会社の主な利益の源泉は3つあり、三利源と言われている。保険料計算に用いた予定死亡率と実際の死亡率との差によって生じる損益を死差損益(危険差損益)、想定した運用収支と実際の運用収支との差によって生じる損益を利差損益、そして予定事業率によって見込んだ事業費と実際の事業費との差によって生じる損益を費差損益と言い、費差損益には営業活動費、広告宣伝費や人件費などの一般管理費等が含まれる。

(参考3) 損害保険会社の保険種目別利益率(2022 年度、全社平均)と保険種目別の保険引受利益の推移(全社計)



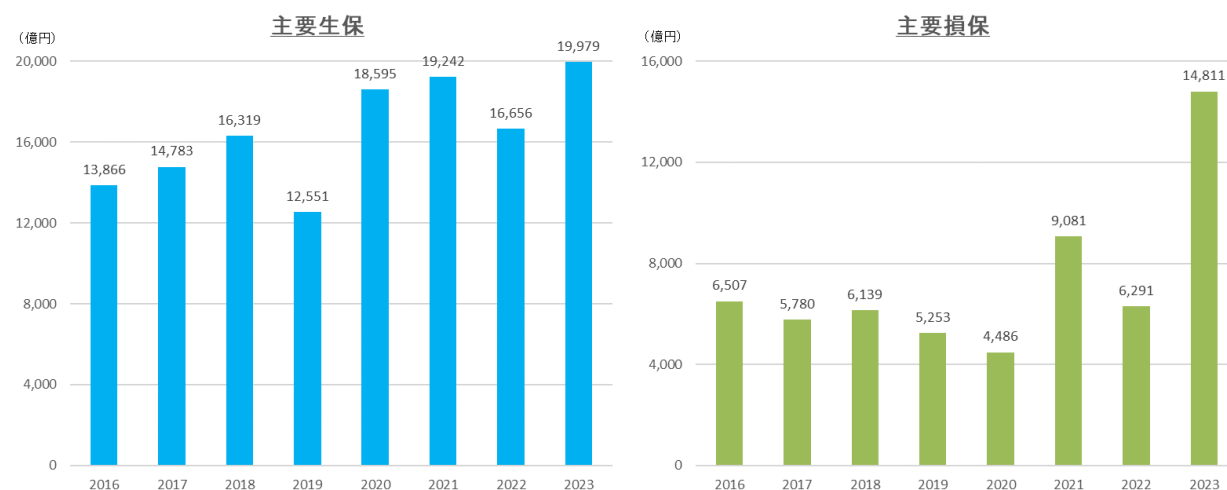
(注) 利益率 = (各保険種目の) 保険引受利益 ÷ (各保険種目の) 正味収入保険料

(出典) 損害保険全社のディスクロージャー資料等をもとに金融庁作成 (出典) 損害保険全社のディスクロージャー資料等をもとに金融庁作成

(3) 主要保険会社の業績概況⁴

主要生命保険会社の当期純利益(純剰余)の推移を見ると、2023 年度は、新型コロナウイルス感染症に係る給付金の支払が減少したこと等により、対前年度比で増益となっている。主要損害保険3グループの当期純利益についても、2023 年度は、政策株式の売却益が増加したこと等により、対前年度比で増益となっている。

(参考4) 主要保険会社における当期純利益の推移



(出典) 金融庁「主要生損保の決算の状況」(https://www.fsa.go.jp/status/hoken_kessan/index.html)

⁴ 詳細は、本レポート「Ⅲ. 1. 財務の健全性の確保」(P. 25) を参照。

(4)能登半島地震

今回の地震に伴う災害等に対し、石川県、富山県、福井県及び新潟県に災害救助法が適用されたことを受け、1月2日には、適用地域を管轄する北陸財務局及び関東財務局より日本銀行との連名で「金融上の措置要請」を関係金融機関等に発出し、保険会社等に対し、保険料の払込や継続契約の手続猶予などの対応を依頼した。

保険会社等は、保険料の払込や継続契約の手続猶予、契約保険会社の照会制度の案内等を行った。特に、日本損害保険協会では、地震保険の迅速な損害調査・保険金支払対応に向け、航空写真を用いた共同調査を実施し、火災による「焼失」又は津波による「流失」が認められる地域について、地域単位で「全損地域」、「一部全損地域」を認定した。また、道路等の寸断により、現地への立入調査が困難な地域が発生している状況を踏まえ、初めて、倒壊建物を対象とした共同調査も行い、建物一軒単位で「全損建物」、「全損の可能性の高い建物」を認定することにより、更なる地震保険金の支払の迅速化に取り組んだ。

(参考5) 令和6年能登半島地震に係る保険会社等の対応

対応	内容
保険料の払込み、保険契約手続の猶予	保険料の払込み及び保険契約の更新手続(継続)を猶予(最長6か月)。
契約保険会社の照会制度のご案内	災害救助法が適用された地域で、家屋等の損壊等により保険会社との保険契約に関する手がかりを失った顧客に対する契約照会の受付について案内。
金融機関による相談対応	各金融機関では相談窓口を設置(休日対応含む)
生命保険に係る保険金の支払の柔軟化	全ての生命保険会社において、今回の災害で被災された顧客との保険契約に対して、約款上の地震による免責条項等を適用せず、災害関係保険金・給付金を全額支払うことを決定(生命保険協会がプレスリリース)。
生命保険の契約者貸付利率の減免	一部の生命保険会社が、災害救助法の適用地域に居住する保険契約の契約者貸付(※)利率を減免(各生命保険会社がプレスリリース)。 ※契約者貸付:保険会社が保険契約者に対し、保険契約の解約返戻金の範囲内で貸付を実施する仕組み
生命保険会社による入院給付金等の特別取扱いや融資先からの相談対応	一部の生命保険会社が、被災地の事情等により直ちに入院できなかった被災者の入院給付金について、ケガをした日から入院を開始したものとする特別取扱いを実施。また、被災地の融資先(法人・個人)からの返済条件変更等の相談対応を実施。

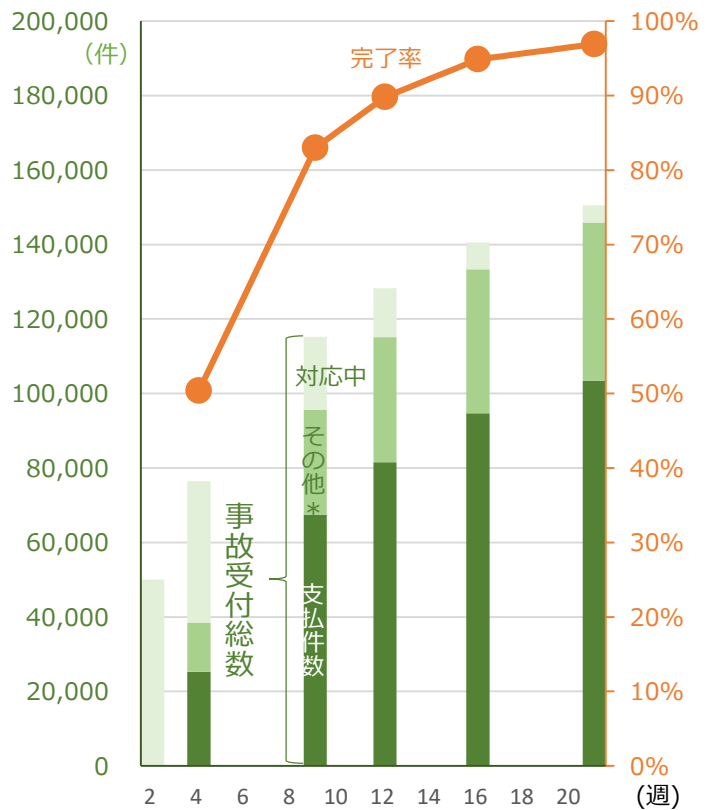
地震保険金の損害認定に係る「共同調査」の実施	日本損害保険協会が、地震保険金の支払迅速化のため、航空写真等を用いた「共同調査」を実施することを公表。 ・共同調査では、損害保険会社から派遣された要員で構成する「共同調査団」が、航空写真等を用いて被災地域の状況を確認し、火災による「焼失」又は津波による「流失」が認められる地域について、地域単位で「全損地域」、「一部全損地域」を認定。 ・共同調査により、「全損地域」に認定された地域に所在する建物等は、現地調査を省略し全て全損認定することができるとしたほか、「一部全損地域」に認定された地域に所在する建物等は、全壊が証明された「罹災証明」の提出により、現地調査を省略し全損認定することができるとし、保険金支払を迅速化。なお、「一部全損地域」のうち、共同調査の結果により航空写真から建物が全壊していることが確認できた建物については、「罹災証明」の提出を不要とした。 ・加えて、道路等の寸断により現地への立入調査が困難な地域が発生している状況を踏まえ、深刻な建物の倒壊被害が発生していると考えられる地域について、倒壊建物を対象とした共同調査を実施。 ・共同調査により、「全損建物」に認定された建物等は、現地調査を省略し全て全損認定することができるとしたほか、「全損の可能性が高い建物」に認定された建物は、全壊が証明された「罹災証明」の提出により、現地調査を省略し全損認定することができるとし、保険金支払を迅速化。
-------------------------------	--

損害保険会社の多くは災害対策本部等を設置し、被災地の交通量への影響にも配慮しながら、立会調査要員を増強し、迅速な保険金支払に向けて業務を進めている。家計分野の地震リスクを補償する地震保険は、2024年5月31日時点で150,567件の事故受付件数に対して、145,899件（96.9%）の調査を完了し、103,439件、約910億円の支払を完了している。この支払保険金の規模は、この時点で過去6番目に多い支払額になっている。

このほか、企業向け地震補償、自動車保険（地震・噴火・津波補償特約⁵）、船舶保険等でも保険金支払の対象になるが、企業等が比較的少ない被災地域の特性等があり、大手損害保険会社へのヒアリングによれば支払額は地震保険の数%規模に止まると見られる。

また、インデックス保険⁶も徐々に普及してきており、2024年3月31日時点で約100件の支払が完了している。家計向けでは1～10万円の小口の補償になっているが、企業向けでは百万円規模の支払が見られ、一部には億円規模の支払も見られた。

（参考6）令和6年能登半島地震に係る
地震保険の支払状況推移



完了率 = (支払件数 + その他) / 事故受付総数

週数は小数点以下切り捨て。

* 免責事案や、照会を受けた段階で対応終了したものを含む。

出典：日本損害保険協会公表資料に基づいて金融庁が作成。

⁵ 自動車保険の普通保険約款で免責とされている地震・噴火・津波による車両損害を補償する特約で、損害保険会社により名称は異なる。

⁶ 詳細は、本レポート「Ⅱ．保険ビジネスを巡る動向について 2．損害保険会社②自然災害リスクの保険引受（地震リスク）」（P. 16）を参照

(参考7)過去の大きな地震による地震保険金一覧(支払額順)

	地震名等	発生日	支払件数 (件)	支払保険金 (百万円)
1	平成 23 年東北地方太平洋沖地震	2011 年3月 11 日	826,110	1,289,404
2	平成 28 年熊本地震	2016 年4月 14 日	215,642	390,894
3	令和4年福島県沖を震源とする地震	2022 年3月 16 日	320,920	265,427
4	令和3年福島県沖を震源とする地震	2021 年2月 13 日	245,982	250,905
5	大阪府北部を震源とする地震	2018 年6月 18 日	159,369	124,831
6	令和6年能登半島地震	2024 年1月 1 日	103,439	90,971
7	平成7年兵庫県南部地震	1995 年1月 17 日	65,427	78,346
8	平成 30 年北海道胆振東部地震	2018 年9月 6 日	73,871	53,613
9	宮城県沖を震源とする地震	2011 年4月 7 日	31,018	32,414
10	宮城県沖を震源とする地震	2021 年3月 20 日	23,529	18,938

(出典)日本地震再保険株式会社調べ(2023 年3月 31 日時点)。

「令和6年能登半島地震」は、日本損害保険協会調べ(2024 年5月 31 日現在)。

損害サービスのほかにも、テレマティクス自動車保険⁷により収集した自動車走行データ等を活用し、道路の地割れや隆起により通行の安全性が懸念される箇所を地図上に可視化して一般公開する、又は詳細情報を地方自治体に無償提供するなど、防災・減災や早期復旧に資する新たな取り組みも見られた。

⁷ テレマティクスは「テレコミュニケーション(通信)」と「インフォマティクス(情報工学)」を組み合わせた造語で、コネクティッドカーや通信機能付きドライブレコーダー等によりリアルタイムに双方向で情報を通信し、迅速な損害サービスや安全運転サポートを提供する自動車保険。走行距離や安全運転の度合いに応じた保険料設定を行う自動車保険を提供する損害保険会社もある。

Ⅱ. 保険ビジネスを巡る動向について

【金融行政上の課題】

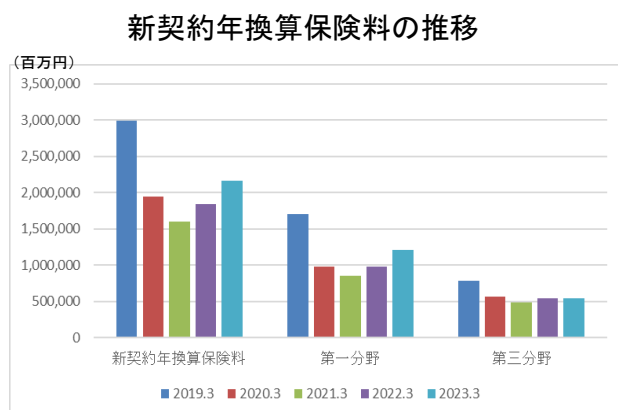
保険会社には、少子高齢化や自然災害の頻発・激甚化、自動車保険市場の縮小等の中長期的な事業環境の変化を見据え、顧客基盤の強化や収益の補完に向けた取組み、国土強化の推進や自然災害リスク管理への取組みなどを通じて、持続可能なビジネスモデルを構築することが求められている。金融庁としても、保険会社との対話を通じ、これらの取組みの着実な進展を促していく。

【本事務年度の実績】

1. 生命保険会社

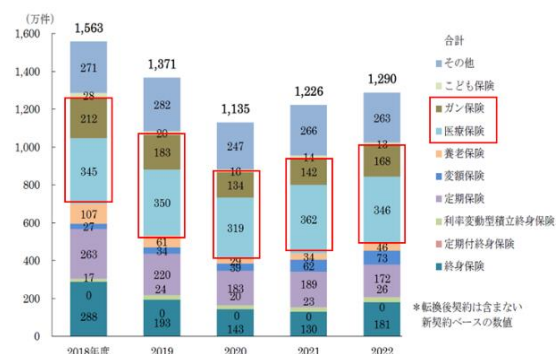
生命保険の販売チャネルについては、従来の営業職員チャネルに加えて、保険ショップなどの乗合代理店や金融機関等の窓口における保険販売（銀行窓販）なども主要な販売チャネルとなっている。こうした中、乗合代理店チャネルを主軸とする生命保険会社においては、第三分野商品（特に医療保険やがん保険）の販売競争が激化しているほか、銀行窓販チャネルを主軸とする生命保険会社においては、急激な円安の進行や海外金利の上昇等を背景に、外貨建保険の販売が増加するといった動きが見られる。このため、本事務年度においては、営業職員をチャネルの主軸としている大手生命保険会社との対話に加えて、乗合代理店チャネルや銀行窓販チャネルを主軸としている生命保険会社など、計18社との間で対話を実施した。対話を通じて、それぞれの環境下における中長期的な課題と、その解消に向けた経営戦略等を確認するとともに、持続可能なビジネスモデルの構築に向けた一層の取組みを促した。今後とも、各生命保険会社とのビジネスモデルに係る対話を継続・実施していく。

（参考 8）個人保険・個人年金保険の分野別



（出典）金融庁作成

（参考 9）個人保険の種類別新契約件数の推移



（出典）生命保険協会

「生命保険の動向2023年版」

① 持続可能なビジネスモデルの構築

<大手生命保険会社>

中長期的な人口動態の変化や顧客ニーズの多様化等を踏まえ、従来の保険領域に加え、介護やヘルスケアなどの非保険領域のビジネスを強化する動きが見られる。保険領域と非保険領域のサービスを組み合わせることで、顧客に対して幅広い安心・安全を提供し、顧客基盤の強化や収益の多角化を目的として、企業買収（子会社化）を行うといった動きが見られた。こうした中、保険会社においては、事業の持続可能性の確保や子会社管理態勢等の更なる高度化が求められる。

（参考10）日本の大手保険会社グループによる主な保険周辺領域企業の買収・提携案件

会社名	買収・提携先	事業領域	買収・提携完了年月
日本生命	株式会社ニチイホールディングス	医療、介護、保育事業等	2024 年 6 月
第一生命ホールディングス	株式会社ベネフィット・ワン	福利厚生事業等	2024 年 5 月
明治安田生命	株式会社エムネス	医療支援サービス等	2023 年 7 月
明治安田生命	株式会社 WizWe	健康増進事業等	2023 年 7 月
住友生命	株式会社 PREVENT	健康増進事業等	2023 年 12 月

（出典）金融庁作成

また、優秀な従業員の確保や営業職員の質の向上による営業活動の高度化を目的として、給与体系の見直し等のほか、教育コンテンツのデジタル化、カリキュラムの見直し等による営業職員の能力向上に関する取り組みが見られた。また、地域振興活動による職業魅力の醸成や社会貢献に資する営業職員の活動に対する評価体系の整備等を通じて、営業職員の就労意欲向上を図る取り組みも見られた。

<乗合代理店チャネルを主軸とする生命保険会社>

新型コロナウイルス感染症拡大を契機とする社会的な行動変容や、第三分野商品の競合により、多様化する顧客ニーズに応じて商品を比較検討できる乗合代理店チャネルのプレゼンスが向上している。こうした中、第三分野商品のうち、特に医療保険やがん保険は商品開発競争が激化している中、競合他社との競争力強化や差別化を図る観点から、保険会社において以下のような取り組みが見られた。

また、金利環境の変化等によって、乗合代理店チャネルにおいても資産運用の需要の高まりを受けて、変額保険等の資産形成型商品の開発に取り組む保険会社もあった。

- ・ 代理店・通販チャネルに続く新たな顧客接点拡大に向けた取り組みとして、既に顧客基

盤を有する他業態の企業との提携、提携企業のウェブサイトやアプリ、ダイレクトメール等を活用したマーケティングにより、顧客接点の拡大・新規顧客の獲得を図っている。

- ・ 募集人が顧客に対して提案しやすくするため、パンフレットや募集システムについて、募集人からの意見を踏まえて改善する取組み。
- ・ 「パーソナライズされた商品・サービス」や「簡便な手続きによるストレス軽減」、「ヘルスケアへの関心の高まり」といった顧客需要を踏まえた商品開発。
- ・ 商品開発サイクルを年間1商品から2～3商品へ強化したことに加えて、先進医療を含めたオリジナリティのある商品開発を実施。

一方、第三分野商品においては、商品開発競争が激化していることを受けて、商品開発を短期化する動きが見受けられる。これを受け、乗合代理店は、新たな商品知識の習得等に多くの時間を要することになり、顧客に向き合う時間が少なくなっている可能性がある。保険会社においては、乗合代理店に及ぼす影響等も考慮しつつ、顧客本位の業務運営の観点から、商品開発に係る取組みを検討することが求められる。

なお、介護保険については、将来的な需要はあると認識しつつも、医療保険、がん保険と比較して顧客の保険加入の優先順位が低いため、今後はいかにして顧客ニーズを喚起していくかが課題となっている。

<銀行窓販を主軸とする生命保険会社>

2022年以降、急激な円安や海外金利の上昇等により外貨建保険販売が増加している。また、足元の緩やかな円金利上昇に伴い、円建保険も販売が増加している。このように、銀行窓販マーケットは、商品の特性上、市場環境の影響を受けやすいという特徴を持つ。そのような中、本事務年度にビジネスモデル対話を行った銀行窓販を主軸とする生命保険会社においては、政策動向や市場環境等を踏まえ、以下のような動きが見られた。

- ・ 「資産運用立国実現プラン」による「長期・積立・分散」ニーズの拡大が見込まれることから、保障機能を備えた資産形成手段として平準払商品を拡充。
- ・ 新NISA制度導入等を背景とした資産形成ニーズを捉えるべく、変額保険の拡販に注力。

さらに、これらの生命保険会社においては、市場環境の影響の受けやすさによる収益のボラティリティの高さが課題となっている。こうした課題に対して、各生命保険会社においては、収益の安定化のために、円建商品、平準払商品、変額保険の拡販等に向けた以下のような動きも見られるが、グループ会社の中において銀行窓販チャネルに特化した会社と位置付けられていることから、チャネルや商品が限定されており、依然として市場環境による影響が大きい。

- ・ 新契約業績の安定確保等を図るため、円建保険の販売拡大及び平準払マーケットを

再創出する取組み。

- ・ 安定した顧客基盤の獲得や成長マーケットを取り込むため、従来の金融機関代理店に加えて、一般の保険代理店における販売や、グループ会社が持つ販売チャネル（損害保険代理店など）を活用した販売を強化する動き。

② デジタル化の進展に対する対応

新型コロナを契機とした非対面・非接触等の販売チャネルの多様化に対し、営業職員がチャネルの主軸となっている保険会社においては、事務効率化による生産性向上のほか、デジタル技術を活用した顧客接点の創出や営業職員の質の向上を図ることが重要との認識から、以下のような取組みが見られた。

- ・ ユーザーがシステムを利用することにより生成される操作ログを用いて、業務・工程ごとに処理に要した時間や人員を可視化するシステムを導入。将来的には unnecessary 工程の削減や人員配置の見直し等、業務効率化を図る。
- ・ AIが顧客との会話を都度録音・要約するという営業職員の活動支援ツールを導入し、営業員の活動記録として活用。また、指導者としても活動記録による営業員管理・指導に活用。
- ・ ChatGPTの技術を利用した生成AIチャットシステムを本社、グループ会社職員に導入し、文書作成等の生産性向上のほか、新たな商品・サービスを企画する際のブレインストーミングに活用。
- ・ 顧客とのコミュニケーション活発化による顧客との関係強化を企図し、営業職員が情報収集した顧客情報をAIが分析し、営業職員の活動・提案をサポートするアプリを開発。

また、デジタル人材の需要が高まっており、そうした人材の採用難や高コスト化が課題という声が多く聞かれた。デジタル人材の育成については、グループ主催で研修を開催し、そこにグループの保険会社が参加するといったグループ全体でデジタル人材の強化を図る取組みが見られた。

2. 損害保険会社

2023 年は関東大震災⁸から 100 年の節目に当たり、日本各地で防災・減災に関するイベント⁹が行われ、日本損害保険協会でも様々な取組みが行われた。また、同年7月には、国土強靱化基本計画¹⁰が見直され、損害保険や民間の防災・減災サービスの活用などに関する内容も盛り込まれた。こうした状況を背景に、本事務年度は、大手3損害保険グループと中堅7社を対象に国土強靱化をテーマにしたビジネスモデル対話を行うこととし、主に自然災害リスクに関する保険引受、損害サービス及び防災・減災・早期復旧サービスの現状と課題について対話を行った。

また、自然災害リスクを補償する保険のリスク管理に当たっては、統合的リスク管理(ERM)の視点に基づき、資本・リスク・リターンのバランスを取った再保険手配や異常危険準備金の積立が必要であり、自然災害リスク管理の状況についてモニタリングを行った。

① 自然災害リスクの保険引受(風水災リスク)

自然災害リスクは下表のとおり、風災リスクや水災リスクは家計分野・企業分野ともに火災保険の補償項目として、地震リスクは家計分野では地震保険、企業分野では火災保険の特約等で補償される。

	家計分野	企業分野
風災リスク(風災・雹災、雪災 ¹¹)	火災保険	
水災リスク		
地震リスク	地震保険等	火災保険の特約等 ¹²

台風、雹、大雪などの風災等は、建物の立地等にかかわらず損害が発生する可能性があり、標準補償としている損害保険会社も多く、家計分野・企業分野ともに付帯率が高い。

外水氾濫や内水氾濫による洪水などの水災は、建物の立地やマンション等における居住階によってリスクに差があるため、個々の契約者の判断により補償を付帯したり外したりすることが可能になっている。企業分野の水災補償の付帯率は 80%弱で横ばいが続いているが、家計分野における水災補償の付帯率は低下傾向にある。特にマンション¹³の付帯率が低くなって

⁸ 1923 年 9 月 1 日午前 11 時 58 分発生。マグニチュード 7.9。

(https://www.data.jma.go.jp/egev/data/1923_09_01_kantoujishin/gaiyo.html)

⁹ 例えば東京都主催の関東大震災 100 年イベント等があげられる

(<https://tokyo-resilience.metro.tokyo.lg.jp/event/465/>)。

¹⁰ 「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」(平成 25 年法律第 95 号) 第 10 条に定める国土強靱化基本計画。2023 年 7 月 28 日閣議決定。

(https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/pdf/kk-honbun-r057028.pdf)

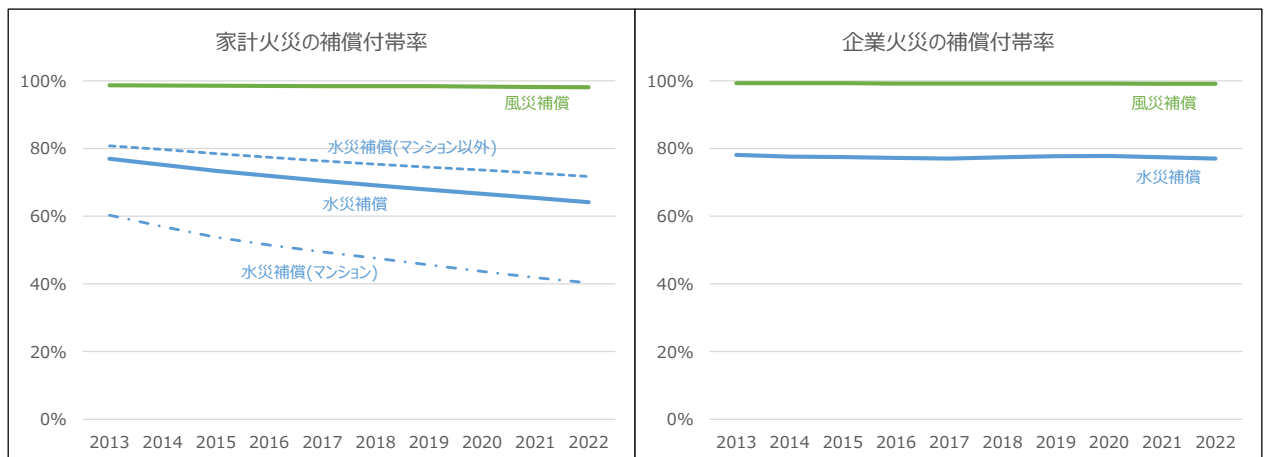
¹¹ これらは保険約款上、「風災、雹災または雪災」として 1 カテゴリーとして取り扱われることが一般的。

¹² 地震補償特約など。各損害保険会社によって名称は異なる。

¹³ マンション構造(M構造)の料率適用物件を抽出。マンション構造はコンクリート造や耐火建築の

いるが、マンション以外でも緩やかな低下傾向にある。2023 年6月 21 日に損害保険料率算出機構から金融庁長官に届出された参考純率¹⁴では、契約者間の保険料負担の公平化等を背景に、水災料率が地域リスクに応じて細分化されており、今後、各損害保険会社により順次、適用されていく見込みである。各損害保険会社においては、保険契約者が自身の水災リスクについて、洪水ハザードマップに示される外水氾濫リスクを正しく理解するとともに、外水氾濫以外の水災リスクを正しく認識できるよう、水災リスクや水災料率に関する十分な情報を提供することが求められる。

(参考 11) 風災補償と水災補償付帯率の推移(件数ベース)



(出典) 損害保険料率算出機構データより金融庁作成

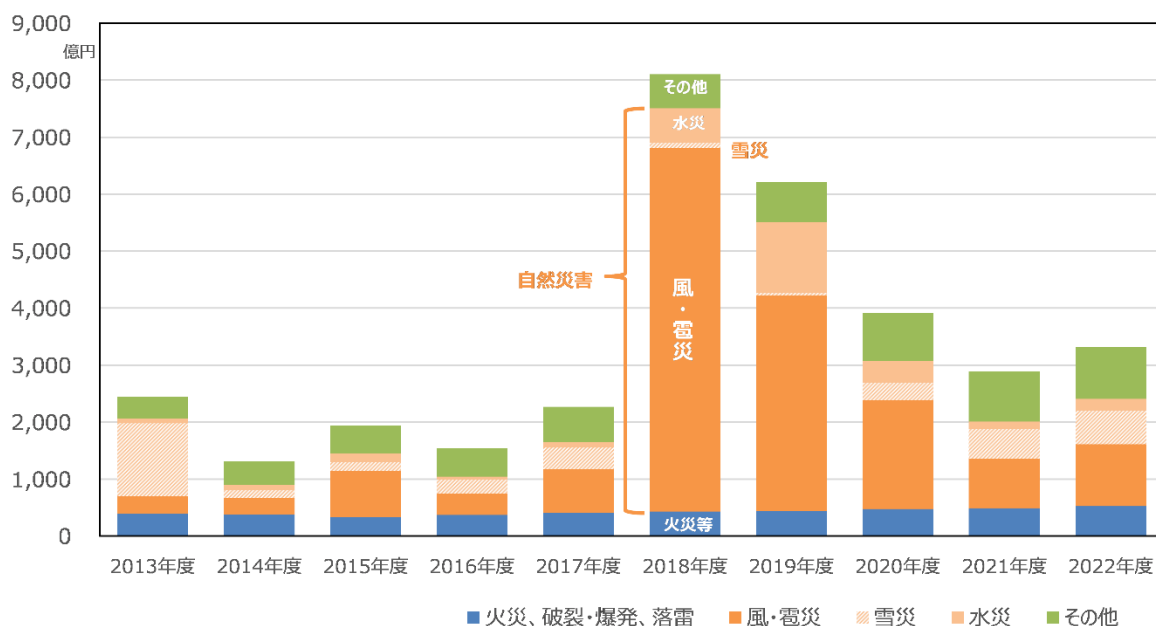
近年は風水災の頻発・激甚化により保険金支払が増加しており、火災保険の収益悪化の一因になっているが、各損害保険会社は再保険等を活用したリスク管理を基本としており、免責金額の設定等の条件を付することはあるものの、風災リスクや水災リスクの引受を避ける動きは見られなかった¹⁵。

共同住宅を対象とした構造であり、対象外の共同住宅も存在する。

¹⁴ 2023 年6月 28 日付損害保険料率算出機構ニュースリリース「火災保険参考純率 改定のご案内」(https://www.giroj.or.jp/news/2023/20230628_1.html)

¹⁵ 損害保険会社における一般的な引受方針として、各社の引受限度額を超える大口物件や損害率が特に悪い契約については、火災保険に限らず引受制限を行うことがある。

(参考 12) 事故種類別の保険金支払推移(家計火災保険)¹⁶



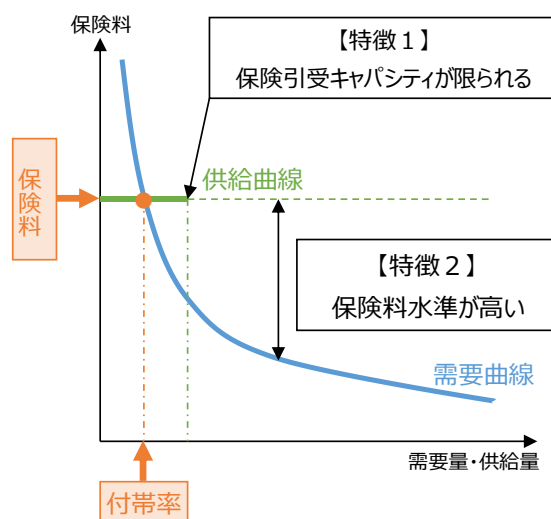
(出典) 損害保険料率算出機構データより金融庁作成

② 自然災害リスクの保険引受(地震リスク)

家計分野の地震リスクを補償する地震保険は、火災保険とセットで加入する形式になっているが、その付帯率¹⁷は徐々に増加しており、2022 年度は 69.4%¹⁸になっている。政府再保険の仕組みにより、損害保険会社が保険引受による損失を被るリスクが限定されており、火災保険の契約時には地震保険の案内が義務付けられている。

一方、企業向け地震補償には、政府再保険の仕組みはない。地震リスクは他のリスクに比べて損害額が巨額になる可能性がある中、民間再保険の活用だけではリスク分散に限界があり¹⁹、損害保険会社の保険引受キャパシ

(参考 13) 企業向け地震補償の 需要供給曲線(イメージ図)



¹⁶ 2013 年度から 2021 年度は対象年度に発生した事故に対して、当該年度及びその翌年度に支払った保険金を集計。2022 年度はリトン・ベイス（当該年度に計上された数値を集計する方法）により集計。

¹⁷ 当該年度に契約された火災保険（住宅物件）契約件数のうち、地震保険を付帯している件数の割合

¹⁸ 2023 年 8 月 25 日付損害保険料率算出機構ニュースリリース「火災保険加入者の 69.4%が地震保険に加入（2022 年度地震保険付帯率）」（<https://www.giroj.or.jp/news/2023/20230825.html>）世帯加入率は 2022 年度に 35.0%

¹⁹ 再保険取引は再保険市場における需給で決まり、大地震発生後や大地震の発生可能性が高まると再

ティは限られている。また、保険引受を行う場合も、保険金の原資となる純保険料が高額であることに加え、資本コストや再保険コストを織り込む必要があり、火災補償や風水災補償に比べて保険契約者の保険料負担が重くならざるを得ず、結果的に企業向け地震補償の付帯率は低水準に止まっている。

一方、外資系の損害保険会社の中には、積極的に企業向け地震補償を引き受けている社も見られた。これらの社は、グループベースで見た場合、日本の地震リスクとの相関が低い欧米の自然災害リスクの引受割合が大きいいため、日本の地震リスクの引き受けにより大きな地域分散効果が得られるものと考えられる。

日本の損害保険会社の中にも、1件当たりの引受保険金額を低額に抑え、集積リスクを管理しやすくすることで、中小企業に対して積極的に代理店を通じた地震補償商品の募集を行う動きも見られた²⁰。

企業向け地震補償の引受可否を検討する際のポイントとしては、多くの社から次の3点が挙げられた。逆に、顧客企業の立場からは、これらを考慮することで妥当な保険料水準の保険キャパシティを得やすいことが示唆される。こうした点を踏まえると、企業全体のリスクを網羅的に評価し、4つのリスク対応方法(回避/低減/移転/容認)を考慮するリスクマネージャー的なアプローチで付保内容を検討できる企業ほど、適切な地震補償の保険キャパシティが得られやすい可能性がある。

十分な耐震性	新耐震基準(1981年6月～)に沿った耐震改修を行うことで引受可能性や保険料の低減可能性が高まる。
支払限度設定	高耐震建物の倒壊リスクは小さいので、予想最大損害額(PML ²¹)を参考に支払限度額を設定することで必要な保険キャパシティを確保しやすくなる。
免責金額設定	高頻度で発生する低中震度地震による損害は自己負担とし、高額免責を容認することで妥当な保険料水準の保険キャパシティを確保しやすくなる。

また、近年、インデックス保険²²といった伝統的な損害保険にはない商品性を持った保険商品を開発・販売する社も見られる。日本で開発・販売されているインデックス保険は、指標の信頼性の高さ、分かり易さ、入手し易さ等から地震リスクを対象にした商品が主流であり、被災直後の当座資金の確保を目的として支払限度額を少額に抑えたものが多い。販売からの期間が浅い社が多く、現時点での販売件数は多くはないものの、特に企業分野でインデックス保険の認知度が上がってきており、この数年で大きく販売実績を伸ばしている社も見られた。インデックス保険の特徴の1つは保険金支払の迅速性にある。2022年3月16日に発生した福島沖地震(M7.4)における実績を見ると、その時点での販売社2社の内、個人向けインデックス保険を

保険料が高騰する、または再保険を手配できなくなる危険性がある。

²⁰ 上記のほか、火災保険の保険金額・支払限度額に地震補償が連動する仕組みを採用し、火災保険の建物情報のみで保険料試算ができるようにするなど、代理店が中小企業に対して募集しやすい工夫を行っている。なお、多くの社の企業向け地震補償はオーダーメイド式になっている。

²¹ Probable Maximum Loss

²² 損害と因果関係のある指標があらかじめ定めた基準を満たした場合に所定の額の保険金を支払う保険。パラメトリック型保険ともいう。

販売する社は発災3営業日後に97.2%、7営業日後に100%の保険金支払を完了しており、企業向けインデックス保険を販売する社は発災後に所定の損害確認を行う契約内容になっているものの²³、発災30日以内に100%の保険金支払を完了していた。

政府再保険のある地震保険とは異なり、企業向け地震補償や地震インデックス保険は、各損害保険会社の保険引受キャパシティが限られるため普及率の拡大は容易では無いが、上述のとおり各損害保険会社の創意工夫により、従来はなかった新たな商品や取組みの兆しが出てきており、今後、各損害保険会社における一層の取組みが期待される。

③ 自然災害リスクの損害サービス

損害保険会社は、その業務特性から、特に自然災害発生に備えた業務継続体制(BCM²⁴)を平時から構築しておく必要がある。具体的には、危機管理マニュアルや業務継続計画(BCP²⁵)の策定、定期的な訓練、必要に応じた規程類や計画の見直しが求められる。

いずれの損害保険会社も風水災や地震発生に備えたBCMを構築しており、規程類や計画等を整備し、様々な形式の訓練を実施しているが、その取組内容には濃淡が見られた。例えば、地震については首都直下地震や南海トラフ地震といった大規模地震を想定して損害サービス体制の点検をしている社が多い反面、水災については首都圏の大規模水災といった具体的な災害まで想定して損害サービス体制を点検している社は少なかった。

また、各損害保険会社の取組みの中で次のような好取組事例が見られた。

- | |
|---|
| ① 首都直下地震において「基本事象シナリオ」と「過酷事象シナリオ」の両方の被害想定を行い、計画等を策定している事例 ²⁶ |
| ② 具体的な大規模損害を想定し、その際の保険金の請求件数や保険金支払完了までに必要な期間のシミュレーションを行っている事例 |
| ③ 上記②に加え、必要となる応援要員や応援期間のシミュレーションを行っている事例 |
| ④ 最優先で復旧させる重要業務と目標復旧期間を設定・明確化している事例 |
| ⑤ 本社が機能不全になる場合に備え、予め貸会議室の使用を業者と協議し、貸会議室における当社ITシステムの使用環境を整備している事例 |

また、近年の自然災害の頻発・激甚化を受け、各損害保険会社ともデジタル化等によって損害サービスプロセスの効率化を進めている。総じて、大手社は損害サービスプロセスにおける広範な分野でデジタル化等を進めているのに対し、社内リソースが限られる中堅社では、各プロセスの部分毎に優先順位をつけてデジタル化等を進めている状況にある。

²³ 当社の企業向けインデックス保険は高額の保険金額設定も可能なため、所定の損害確認を行った上で発災の30日以内に保険金を支払う内容になっている。

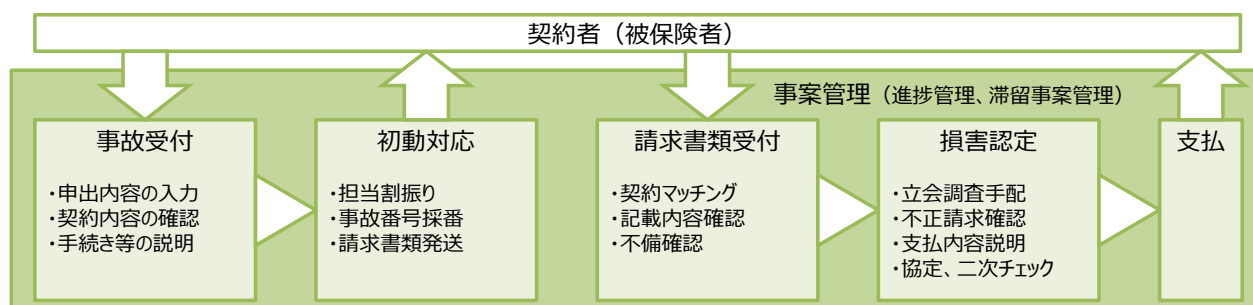
²⁴ Business Continuity Management

²⁵ Business Continuity Plan

²⁶ 首都直下地震対策検討WG最終報告では「過酷事象への対応、一刻も早い復旧のための対策が講じられることを期待する」とされている。[\(https://www.bousai.go.jp/jishin/syuto/taisaku_wg/\)](https://www.bousai.go.jp/jishin/syuto/taisaku_wg/)

一般に損害サービスプロセスの中でも「損害認定」はデジタル化が難しいプロセスであるが、近年、大手社を中心にドローンや衛星による画像データや AI を活用した損害認定が試行されている。しかしながら、現状では精度面で課題があるケースも多く²⁷、将来の大規模災害時の実用化に向けて、引き続き精度の向上を図っていくことが期待される。

(参考 14) 損害保険会社の一般的な損害サービスプロセス



地震保険についても日本損害保険協会が中心となり、下表のとおり着実にデジタル化が進められている。

施策	デジタル化等の内容
地震アプリ ²⁸ の導入	2015 年3月リリース。活用率は 2021 年2月発生の福島県沖地震で7割程度 ²⁹ で、業務効率化により保険金の早期支払に繋がっている。一部に活用率が低い社もあるが、今後の積極活用が期待される。
共同調査の効率化	東日本大震災対応で導入された航空写真等による地域全損一括認定において、目視や手作業に頼っていた作業を GIS ³⁰ 等の導入によりデジタル化・ペーパーレス化している。能登半島地震対応でも活用され、効果を発揮している。
Web による自己申告	立会調査要員の確保が難しい場合の代替策である自己申告方式を Web 化するもの。現在開発中であり、能登半島地震対応には間に合わなかったが、将来の大規模地震発生時の実用化に向けて着実な開発が期待される。

④ 防災・減災・復旧サービス

損害保険業界は、従来から契約者・契約企業又は一般消費者・一般企業向けに防災・減災サービスに取り組んできている。

日本損害保険協会は、第9次中期基本計画（2021～2023 年度）で「災害に強い社会の実現」

²⁷ 地震保険の地域全損一括認定のように細かな精度を求められないケースは問題無いが、個々の物件の損害状況や水没状況を判断するには、より高い精度が求められる。

²⁸ 立会調査に使用するモバイル端末用の地震アプリケーション。損害調査と報告書作成の一元化が図れ、立会調査員の業務効率化が図れる。

²⁹ 日本損害保険協会調べ。

³⁰ 地図情報システム（Geographic Information System）の略。

を重点課題に掲げ³¹、主に消費者向けの教育や啓蒙を中心に防災・減災の取り組み³²を実施している。特に、2023 年度は東京都主催の「関東大震災 100 年イベント」シンポジウムへの参加や内閣府等主催の「ぼうさいこくたい 2023」でのセッション出展や基調講演を行った。

損害保険会社は、自社、リスクマネジメント子会社又は提携先を通じて、防災・減災・早期復旧サービスを提供している社が多い。特に大手社は、①保険引受利益の赤字が続く火災保険の収益改善や②国内損保事業の縮小に備えた収益事業の多角化の必要性を背景に、これらのサービスの強化を中期経営計画等の重点施策に掲げて、各種の取り組みを強化している。特に、データやデジタルを活用した防災・減災サービスの開発・提供に力を入れている社が多い。中堅社は、社内リソースが限られるが、例えば企業向けの防災・減災策として顧客企業に対してリスクサーベイを提供する社が多く見られた。各損害保険会社が、近年力を入れている取り組みには次のような事例が見られた。

リスクサーベイ	顧客企業の工場等を訪問して、その工場等の火災・爆発や自然災害に対するリスクの高低や PML を評価し、リスク低減のための改善策を提案する取り組み。従来から多くの社が提供している。
BCP・事業継続力強化計画の策定支援	火災・爆発、自然災害、パンデミック等の災害発生時でも中核事業の継続や早期復旧が可能となるよう、顧客企業に対して BCP や事業継続力強化計画(ジギョケイ) ³³ の策定支援等を行うサービス。
リアルタイム災害情報サービス	災害情報を一元的にリアルタイムで管理し、災害発生リスクをダッシュボードに可視化することで、防災・減災アクションの迅速化・効率化を支援する企業又は自治体向けサービス。主に大手社で提供している。発災前後の被害推定や拠点向けアラート機能を組み込む社もある。
防災コンソーシアム	大手損保社などの業界の垣根を超えた企業が創立メンバーとなり発足。オープンな枠組みであり、参画企業は 114 社に及ぶ ³⁴ 。従来型 ³⁵ の防災・減災サービスから一線を画した取り組みであり、今後の成果が期待される。
リスクモデル利用サービス	自然災害のリスク評価に用いる自社のリスクモデルを、顧客企業が使用できるサービス。顧客企業は現在/将来気候下での自社の自然災害リスクの可視化や将来の進出候補地の意思決定等にも活用できる。

早期復旧サービスの代表例には、火災・水災等による建物・機械設備等の煙・すす・サビ・

³¹ 2024 年 3 月 21 日に公表された第 10 次中期基本計画（2024～2026 年度）でも「社会・保険制度のレジリエンス強化」を重点目標の 1 つに掲げ、「国土強靱化計画を踏まえた大規模災害への対応力強化」をその対応方針の 1 つとしている。

³² 詳細はそんぽ防災 Web (<https://sonpo-bosai.jp>)。

³³ 中小企業が策定した防災・減災の事前対策に関する計画を経済産業大臣が「事業継続力強化計画」として認定する制度。(<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.html>)

³⁴ 2024 年 3 月 29 日時点。

³⁵ 従来は、個社グループや数社の提携社間でのクローズドな取り組みが中心。

腐食性ガス等による汚染の調査・除去を行うサービスがあり、過半の社で提供³⁶されている。サービスの効果は事案により異なるが、機械設備を交換する場合には通常数か月を要する事案で、汚染除去による機械設備の稼働までの期間が1～2週間に短縮できたケースも見られる。水災や地震による火災・津波といった大規模自然災害時にも活用可能なサービスであるが、現状はサービスの認知度が低く、年間での利用実績は限定的となっている³⁷。大規模災害時にはサービスのキャパシティがひっ迫する可能性はあるものの、各社によるサービスの認知度向上の取り組みや災害発生時のプッシュ型のサービス案内³⁸等により利用実績が向上すれば、大規模災害時の復興に大きく貢献する可能性がある。

地震や風水災等の自然災害が頻発・激甚化する中で、災害保険の普及や防災・減災・早期復旧サービスの提供について、損害保険業界への社会的な期待が高まっている。これらの取り組みは火災保険の収益改善に加え、持続可能なビジネスモデルの確立にも繋がるものであり、各損害保険会社においては、自社の規模・特性・体力等に応じた不断の工夫が期待される。

⑤ 自然災害リスク管理の状況

2023 年は、台風の接近数と上陸数は過去平均に比べて少なかったものの、大雨や雹による中小規模の災害が多発した。下表の主な自然災害のほか、7月 31 日に発生した群馬県を中心とする雹災では、1,000 億円弱の保険金支払が発生したと見られ、昨年に引き続きセカンダリーペリル³⁹の災害の増加傾向が見られる。また、最大震度が5弱以上の地震は複数回発生し、2024 年元旦に発生した能登半島地震(M7.6)は最大震度7を記録する大規模な災害となった。

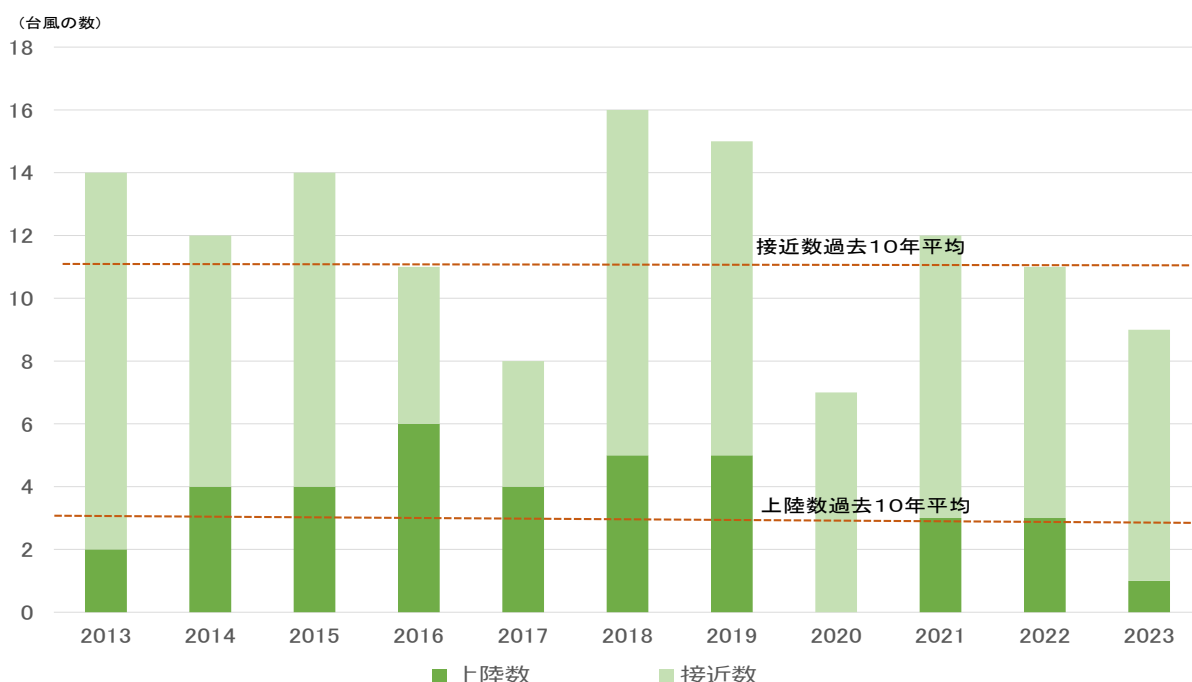
³⁶ サービス提供社はいずれも欧州発祥の災害早期復旧サービスグループの日本子会社と提携してサービスを提供している。

³⁷ 近年の年間利用件数は全社で約 80 件。東日本大震災時の同サービス提供社は 1 社で、サービス利用件数は約 10 件。

³⁸ 例えば、洪水注意報発令時に対象地域の顧客企業に対して案内をするなど。

³⁹ 大規模自然災害である地震や台風（プライマリーペリル）に対して、雹災、竜巻、山火事等の自然災害をセカンダリーペリルという。セカンダリーペリルは近年、発生件数が増加傾向にあり、ロスデータの不足やリスクモデルに十分反映されていないことが懸念されている。

(参考 15) 台風の接近数・上陸数の推移



(出典) 気象庁データをもとに金融庁作成

(参考 16) 2023 年に発生した主な自然災害と保険金支払額

	支払件数	支払保険金
令和5年梅雨前線による大雨及び台風2号 (2023 年6月1日～3日)	31,552 件	431 億円
令和5年7月7日から大雨	27,143 件	522 億円

(出典) 日本損害保険協会⁴⁰(2024 年 3 月末現在)

2022 年と同様に、これら1つ1つの自然災害は各損害保険会社が手配した再保険の発動までには至らない規模にとどまったため、保険金の多くが元受の損害保険会社の負担で支払われた。そのため、多くの損害保険会社で正味損害率が 50%⁴¹を大きく上回り、多額の異常危険準備金の取崩しが行われた。取崩後の異常危険準備金残高が積立必要額⁴²に満たない社では、各社の積立計画等に基づいて適切に積み立てが行われた。また、取崩後の異常危険準備金残高が積立必要額を超えている社の中でも、将来の大規模自然災害に備えて、通常積立に加えて一時積立により異常危険準備金残高を積み増す社も見られた。

グローバルな状況に目を向けると、2023 年においては、北米の干ばつや暴風雪災、トルコ・シリア地震、ハワイの山火事等が発生した。保険損害が 100 億米ドルを超えるような大規模な

⁴⁰ https://www.sonpo.or.jp/news/release/2024/g3410i0000002kud-att/240520_01.pdf

⁴¹ 正味損害率が 50%を超える部分の損害額が、火災保険の異常危険準備金の取崩額になる。

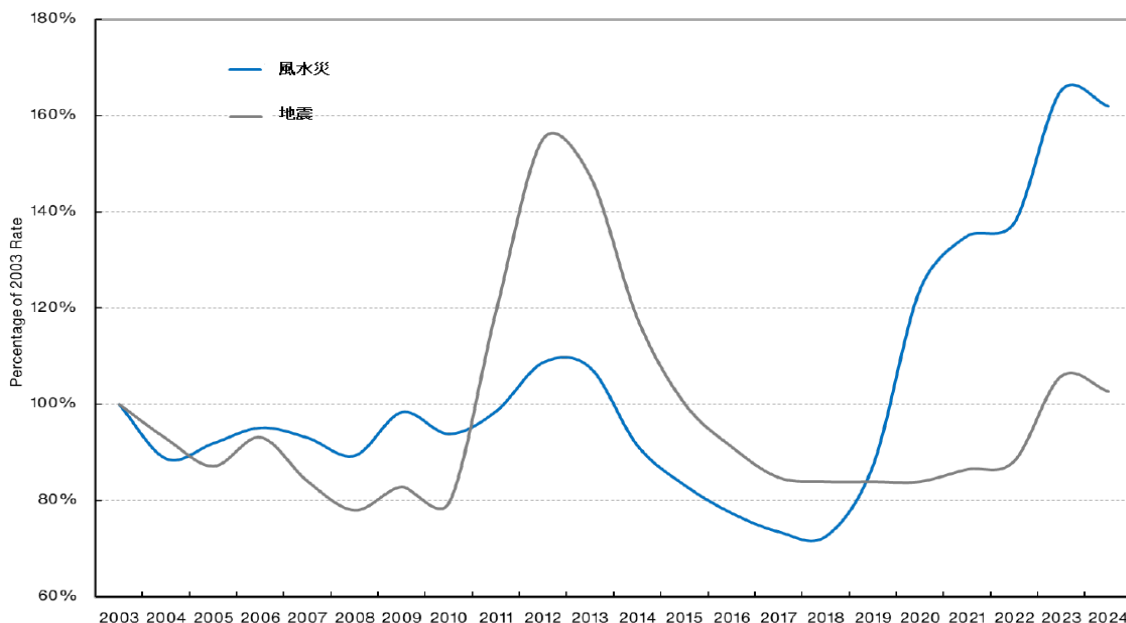
⁴² 再現期間 70 年に対応する災害が発生した場合の推定支払保険金の額。(大蔵省告示第 232 号(平成 10 年 6 月 8 日) 第 2 条(異常危険準備金)より。)

自然災害は発生しなかったものの、10 億米ドル程度の中規模な災害が数多く発生したことが特徴的であった。結果として2023 年の世界の保険損害の合計は約 1,180 億米ドルとなり、2000 年以降の平均値である 900 億米ドルを上回った⁴³。

これらの自然災害は、日本と同様、再保険の発動に至らない規模のものが多く、再保険業界の収益が大きく改善されたことに加え、グローバルでの金利やインフレ率のピークアウトもあり、2024 年1月の欧米の損害保険会社を中心とした再保険更改⁴⁴では、再保険料率の上昇がある程度抑制される結果となった。

このような欧米での再保険更改の動向に加え、円安の効果⁴⁵も加わり、同年4月の日本の損害保険会社の再保険更改では、2018 年以降厳しいハード化が続いていた風水災リスクの再保険料率水準にわずかな下落が見られた。地震リスクについては、2024 年元旦に発生した能登半島地震の影響が懸念されたが、民間の再保険を活用している企業向け地震補償等では大きな保険金支払には至っておらず⁴⁶、再保険金の回収額は限定的であったため、風水災リスクと同様、再保険料率水準にわずかな下落が見られた。

(参考 17)加重平均 ROL⁴⁷の推移*



(出典)エーオングループジャパン

* 加重平均 ROL はエーオン社見解に基づき妥当と考えられる数値に修正

⁴³ AON 2024 Climate and Catastrophe Insight report

(<https://www.aon.com/en/insights/reports/climate-and-catastrophe-report>)

⁴⁴ 一般的に欧米の損害保険会社では毎年1月、日本の損害保険会社では毎年4月に再保険契約更改が行われる。

⁴⁵ 円安によりドル建ての再保険手配額が減少するので、海外の再保険会社にとっては再保険キャパシティを提供しやすくなる。

⁴⁶ 能登半島地震で多額の保険金が支払われている家計向け地震保険には政府再保険の仕組みがあるため、民間の再保険は活用していない。能登半島地震の概要は、本レポート「I. 保険市場の概況(4) 能登半島地震」(P.6)を参照。

⁴⁷ Rate On Line で、再保険料率のこと。

このようなマーケット環境の中で、日本の各損害保険会社は前年の再保険スキームをベースに、元受契約の増加に伴う保有リスク量の増加を抑制するために超過損害額再保険⁴⁸の上層レイヤーのカバーを買い増す社が多く見られた。また、引き続き再保険会社の引受意欲の低い超過損害額再保険の下層レイヤーや累積損害額再保険⁴⁹は縮小又は廃止する社が見られた。

各社の好取組事例としては、保有・出再方針の検討に当たり再保険カバーが RoR⁵⁰に与える効果(経済合理性)や毎年の収益のブレに与える効果(利益変動性)の観点から多角的に再保険戦略を検討した例や、再保険交渉に当たりリスク量削減等の取組みを再保険者にアピールすることで有利に契約更改を進めた例が見られた。キャットボンドを発行する社も複数見られたが、全体のポートフォリオから見ると僅少な水準にとどまっている。

上記のような現状の下で、統合的リスク管理(ERM)の高度化や顧客のニーズやリスク実態等を踏まえた補償内容・保険料率の見直しの重要性が一層増している。自然災害リスクへの対応は、各損害保険会社における継続的な取組みが必要であり、金融庁として、引き続き各損害保険会社との対話を継続していく。

⁴⁸ 非比例再保険における代表的な再保険。1 災害当たりの出再社の損害額が予め約定した金額を超過した場合、その超過した部分につき一定の限度額までの損害を受再社がてん補する再保険。

⁴⁹ 複数の災害による出再社の累積損害額が予め約定した金額を超過した場合、その超過した部分につき一定の限度額までの損害を受再社がてん補する再保険。

⁵⁰ Return on Risk の略で、リスク量当たりの収益率を指す。

Ⅲ. 財務・リスク管理について

1. 財務の健全性の確保

【金融行政上の課題】

保険会社を取り巻く経営環境やリスクが絶えず変化していく中、保険会社が直面するリスクや収益性についてフォワードルッキングに分析していくことが重要である。その上で、保険業界全体に対する信頼の向上や保険契約者の保護を図るため、金融庁として予防的・総合的な監督上の措置を必要に応じて講ずることにより、保険会社に対して早期に経営改善を促し、保険会社の財務の健全性を確保する必要がある。また、金融システム全体の安定確保（マクロ健全性）の観点から、システミックリスクに対する包括的枠組み（HF⁵¹）に基づき、国際的に活動する保険グループ（IAIGs⁵²）及び必要な社に対するモニタリングを行っていく必要がある。

現状、保険会社は総じて充実した財務基盤を有し、金融システムは総体として安定しているが、世界経済や金融市場の動向を踏まえた適時適切な財務の健全性に係るモニタリングを実施すると共に、機関投資家としての役割を果たす保険会社の運用力やガバナンスなどを含む資産運用の状況についても注意深くフォローアップしていく必要がある。また、財務上の指標や規制のあり方についても見直しを行う中で、国際的な議論の動向も踏まえつつ、狭義のソルベンシー規制にとどまらない、多面的な健全性政策である経済価値ベースのソルベンシー規制の円滑な導入に向けて作業を着実に進めていく。

【本事務年度の実績】

（１）保険会社の財務状況

主要保険会社に対する決算状況の分析結果については定期的に公表しており⁵³、本事務年度においても金融環境や自然災害等による業績・財務への影響についてモニタリングを実施した。主要保険会社の財務状況は、国内外の金利上昇等、金融環境等の影響を受けたものの、総じて充実した財務基盤を有し、安定的な経営を続けており、財務面の制約から保障・補償機能の発揮に問題が生じるという兆候は見られなかった。

⁵¹ Holistic Framework

システミックリスクに対する包括的枠組みについては、「2021年保険モニタリングレポート」の「【コラム③】システミックリスクに対する包括的枠組み（HF）」（P. 31、32）を参照。

<https://www.fsa.go.jp/news/r3/hoken/20210910/210910.pdf>

⁵² Internationally Active Insurance Groups

⁵³ 2024年3月期決算の概要については、「主要生損保の令和6年3月期決算の概要」を参照。

<https://www.fsa.go.jp/news/r5/hoken/20240614/20240614.html>

- ・ 主要生命保険会社⁵⁴においては、国内金利の上昇に伴い、一時払円建保険の販売が増加したことなどから、保険料等収入が前年比増収となった。また、新型コロナに係る給付金の支払減少等により基礎利益⁵⁵が増益となったことを主因に、当期純利益（純剰余）が前年比増益となった。なお、ソルベンシー・マージン比率は、株価上昇等により、資産運用リスク相当額が増加したことなどから、前年度末に比べ 11.2%ポイント低下し 930.8%となっている（21 社平均）。
- ・ 主要損害保険会社⁵⁶においては、前年の火災保険の料率改定に伴う国内の火災保険の増収の反動があったものの海外事業が好調だったことなどにより正味収入保険料は前年比増収となった。また、新型コロナに係る損失の減少や資産運用益の増加等により、当期純利益は前年比増益となった。なお、大手4社計のソルベンシー・マージン比率は、国内株式の含み益増加等により、その他有価証券評価差額金が増加したことなどから、前年度末に比べ 16.6%ポイント上昇し 759.3%となっている。

（2）資産運用に関するモニタリング

① 保険会社の市場リスクに係るモニタリング

現下の金融市場動向を踏まえ、本事務年度においても、早期警戒制度の枠組みの中、各保険会社の市場リスクに係るモニタリングや、HF に基づく保険セクター全体のシステミックリスクに係るモニタリングを行うとともに、大手生命保険会社に対しては、資産運用計画及びその実績や見通し等について、ヒアリングを中心としたモニタリングを実施した。

各生命保険会社では、昨年度から引き続き、為替ヘッジ付外国債券の売却を進め、超長期国債への入替・積み増しの計画的実施を行う動きが見られた。他方、超過収益獲得に向け、オープン外国債券、海外クレジット資産及びオルタナティブ資産への投資を増加する動きも見られた。

また、米国商業用不動産価格の下落を踏まえ、大手保険会社・グループに対して、不動産エクスポージャーの状況やリスク管理についてモニタリングを実施した。大手保険会社・グループの中には、子会社・関連会社の米国生命保険会社を通じて、一定程度の米国不動産向け融資を保有している会社・グループが確認されたものの、総資産に占める割合は僅少であり、影響は限定的であるものと考えられる。

今後も、国内外の金利や景気動向等の市況環境を踏まえ、引き続き、市場リスクについて、

⁵⁴ 日本生命、第一生命、明治安田生命、住友生命、太陽生命、大同生命、富国生命、大樹生命、朝日生命、ソニー生命、ジブラルタ生命、アクサ生命、アフラック生命、メットライフ生命、東京海上日動あんしん生命、第一フロンティア生命、三井住友海上プライマリー生命、プルデンシャル生命、三井住友海上あいおい生命、ニッセイ・ウェルス生命、かんぽ生命の 21 社。

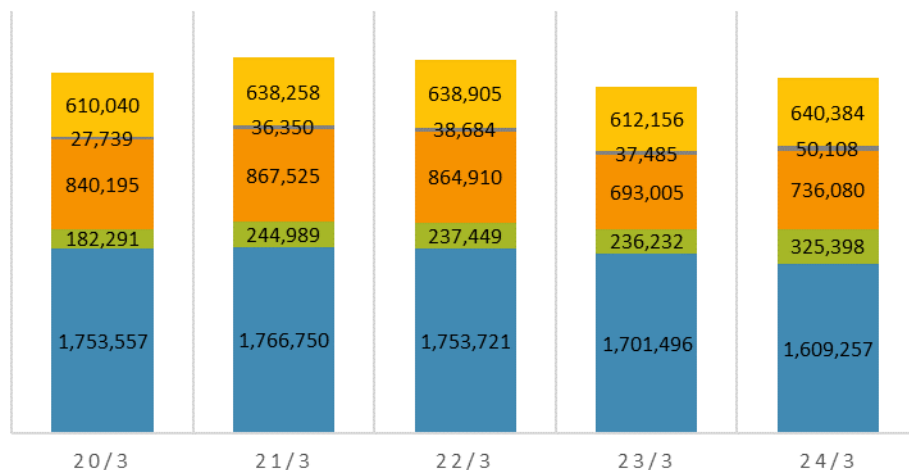
⁵⁵ 基礎利益については、「2021 年 保険モニタリングレポート」の「【コラム⑤】基礎利益」（P. 34～36）を参照。（<https://www.fsa.go.jp/news/r3/hoken/20210910/210910.pdf>）

⁵⁶ 東京海上 HD、MS&AD HD、SOMPO HD の 3 グループ。なお、ソルベンシー・マージン比率は東京海上日動、三井住友海上、あいおいニッセイ同和及び損保ジャパンの 4 社を集計したもの。

保険会社から提出される各種データやリスク及びソルベンシーの自己評価（ORSA⁵⁷レポート）の活用等を通じて、モニタリングを行う。

（参考 18）生命保険会社の有価証券残高の推移

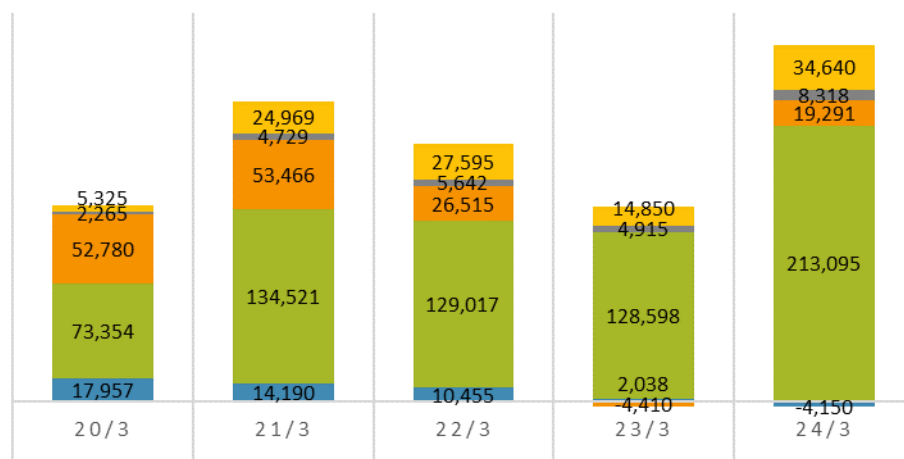
単位：億円 ■ 国債 ■ 国内株式 ■ 外国債券 ■ 外国株式 ■ その他



（出典）金融庁作成

（参考 19）生命保険会社の有価証券含み損益の推移（その他有価証券）

単位：億円 ■ 国債 ■ 国内株式 ■ 外国債券 ■ 外国株式 ■ その他



（出典）金融庁作成

② 資産運用立国の実現に向けた取組み

政府が 2023 年 12 月 13 日に策定した「資産運用立国実現プラン」では、大手金融機関グル

⁵⁷ Own Risk and Solvency Assessment

保険会社自らが現在及び将来のリスクと資本等を比較して資本等の十分性評価を行うとともに、リスクテイク戦略等の妥当性を総合的に検証するプロセス。

ープに対して、資産運用ビジネスの経営戦略上の位置付けのほか、運用力向上やガバナンス改善・体制強化のためのプランの策定・公表を要請するとされた。これを受けた金融庁からの要請を踏まえ、大手保険会社では、運用力向上やガバナンス改善・体制強化のための取組みを公表しており、当庁では、当該取組みについてフォローアップを行った。

また、「資産運用立国実現プラン」では、生命保険会社を含むアセットオーナーの運用・ガバナンス・リスク管理に係る共通の原則(アセットオーナー・プリンシプル)を 2024 年夏目途に策定するとされている。このため、アセットオーナー・プリンシプルについて実務レベルの検討を行うべく、2024 年3月から6月に、新しい資本主義実現会議・資産運用立国分科会の下に「アセットオーナー・プリンシプルに関する作業部会」が開催された。同部会における議論を経て、内閣官房において、2024 年6月 24 日に、アセットオーナー・プリンシプル(案)のパブリックコメントを開始した。⁵⁸

(3) 経済価値ベースのソルベンシー規制の導入

経済価値ベースの考え方⁵⁹に基づく新たな資本規制である経済価値ベースのソルベンシー規制の 2025 年度からの導入に向け、2020 年に公表された有識者会議報告書の提言も踏まえ、昨事務年度に公表した「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する基準の最終化に向けた検討状況について」⁶⁰において記載した各論点について、新規制における方向性を示す資料を 2024 年5月に公表した⁶¹(以下、主な内容)。

- ・ 第1の柱に関する制度の枠組み・標準モデル：経済価値ベースの保険負債や各リスクの計算方法などの標準モデルについては、有識者会議における議論を踏まえ、国際資本基準(ICS⁶²)と基本的な構造を共通としつつ、国内規制として相応しいものとなるよう必要な範囲で ICS の仕様を修正することとしているところ、例えば、保険負債の割引率、生命保険リスク及び損害保険リスクの計測におけるストレス係数、株式リスクの計測手法、並びに海外子会社に係る統合手法等に係る論点について、一部、ICS の仕様とは異なる取扱いとしている。
- ・ 第1の柱における内部モデルの活用：新規制導入時には、自然災害リスクのみを内部モデルの対象とし、新規制導入後に優先度に応じて段階的にスコープの拡大を検討する。また、内部モデルの適用は、一定の基準に基づく当局による審査及び承認後のモニタリングを前提とする。

⁵⁸ 2024 年 6 月 24 日から 7 月 25 日までパブリックコメントを実施中。

⁵⁹ 市場価格に整合的な評価又は、市場に整合的な原則・手法・パラメーターを用いる方法により導かれる将来キャッシュフローの現在価値に基づく評価を行うこと。

⁶⁰ 本件の詳細は、「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する基準の最終化に向けた検討状況について」参照。https://www.fsa.go.jp/policy/economic_value-based_solvency/05_1.pdf

⁶¹ 本件の詳細は、「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する残論点の方向性」参照。https://www.fsa.go.jp/policy/economic_value-based_solvency/index.html#2024_2

⁶² Risk-based Global Insurance Capital Standard

- ・ 経済価値ベースのソルベンシー比率(ESR⁶³)に関する検証の枠組み：ESR 及びその計算に用いる保険負債の計算に係る内部の検証態勢について、検証機能の役割、資格要件、独立性及び適格性要件等を設定するとともに、外部専門家による検証について、経済価値バランスシートへの合理的保証業務を導入する。
- ・ ESR に基づく監督措置：現行の早期是正措置制度⁶⁴の枠組み(非対象区分から第三区分までの4つの区分)を踏襲しつつ、各区分の監督介入開始点の水準及び各区分の監督介入開始点抵触時の回復期間等を見直す。具体的には、監督介入開始点の水準について、ESR ベースで第一区分は 100%、第二区分は 70%、第三区分は 35%とする。また、第一区分、第二区分及び第三区分の監督介入開始点抵触時の回復期間をそれぞれ原則1年以内、原則6か月以内及び原則3か月以内とする⁶⁵。
- ・ 第2の柱：各社の内部モデルやモデルガバナンスを含む内部管理の高度化、流動性リスクを含む第1の柱では捉えきれないリスクの把握・分析、及び当局によるモニタリングのために保険会社に提出を求めるデータについて検討を継続する。
- ・ 第3の柱：適格資本・所要資本の内訳、バランスシート、感応度分析及び変動要因分析等の定量情報、並びに計算前提や計算手法に係る事項等の定性情報について法定開示項目とし、定量情報については、当局が一定の様式を定める。

また、新規制の検討の参考とするため、フィールド・テスト(FT⁶⁶)を継続実施しており、その分析結果等を踏まえつつ、保険会社と対話を実施した。

⁶³ Economic value-based Solvency Ratio

⁶⁴ 現行の早期是正措置制度は、保険会社を、その保険金等の支払能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率）に応じて4つの区分（非対象区分含む）に分け、それぞれの区分に応じた命令を行う制度。第一区分（100%以上 200%未満）では、経営の健全性を確保するための改善計画の提出及び実行の命令、第二区分（0 %以上 100%未満）では、保険金等の支払能力の充実に資する措置に係る命令、第三区分では（0 %未満）では、期限を付した業務の全部又は一部の停止の命令が規定されている。

⁶⁵ 現行の早期是正措置制度では、監督指針において、第一区分及び第二区分における監督介入開始点抵触時の回復期間を原則1年以内としている。

⁶⁶ Field Test

(参考 20)2023 年国内フィールド・テスト(FT)の結果概要⁶⁷

2010 年より、経済価値ベースの評価・監督手法の検討の一環として、これまで数次にわたる FT を実施し、各社の対応状況、実務上の問題点や定量的な影響度等の把握・分析を進めてきた。

<ESR>

単体ベースの全社平均 ESR((適格資本の全社単純合計)/(所要資本の全社単純合計))は下表のとおりであった。

表 全社平均 ESR⁶⁸

	生命保険会社単体			損害保険会社単体		
	ESR	適格資本	所要資本	ESR	適格資本	所要資本
2023 年 3 月末基準	220%			182%		
前回からの変動	+16pt	+0%	▲7%	▲12pt	▲2%	+5%

引き続き、有識者会議報告書の提言やこれまでの検討状況及び ICS を巡る議論の動向等を踏まえつつ、FT 等を通じた分析や保険会社を含む関係者との対話を通じて、新規制への円滑な移行に向けた準備を行っていく。

(4) 監督会計の見直しに関する検討

生命保険業界と対話を行いつつ、市場価格調整(以下「MVA」)に関する課題など具体的な論点が明らかな監督会計上の課題について検討を行った。引き続き、経済価値ベースのリスク管理との整合性や財務会計に関する見直しの動向等も踏まえつつ、必要な見直しを進めるとともに、監督会計のあり方についても検討を行っていく。

(5) 契約者配当

保険期間が超長期の生命保険契約では、保険料率に相応のバッファ(安全割増)を設けることで、将来保険金等の支払が予想外に増加しても、保険会社が保険契約に基づく支払責任を全うし、その健全性を確保することが可能のように設計されている。これにより、時の経過とともに不要となった安全割増は保険会社の利益(剰余)として実現し、有配当保険については、その一部を契約者配当として還元することで、保険料を事後的に精算することとなっている。この事後精算によって実質的な保険料が決まるため、契約者配当は保険契約者にとって重要事項と言える。

本事務年度は、相互会社と保険契約者との活発な対話に資する契約者配当に関する情報提供のあり方について相互会社と対話を実施した。多くの相互会社において配当性向や配当還元割合に係る情報提供が行われていた。自らが支払った保険料を源泉とする利益(剰余)が、

⁶⁷ FT の結果概要については、「2023 年経済価値ベースの評価・監督手法に関するフィールドテストの結果概要について」参照。

(https://www.fsa.go.jp/policy/economic_value-based_solveny/06_3.pdf)

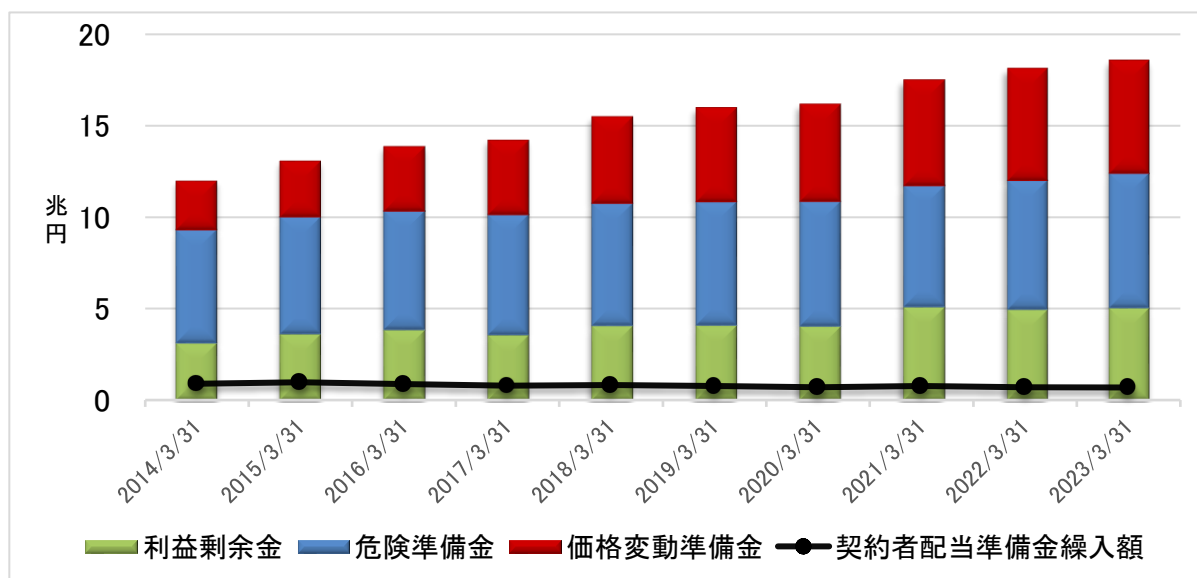
⁶⁸ 対象会社は、国内全保険会社(生命保険:42社、損害保険:55社)。

契約者配当又は準備金等の内部留保にどのような割合で処分されているかを端的に把握することができるため、配当性向や配当還元割合に関する明瞭かつ丁寧な情報提供が重要である。また保険契約者との活発な対話に向け、収益や健全性の状況と契約者配当の考え方を明確化し、情報提供することも重要である。

モニタリングの結果、配当性向等に関して保険契約者と質疑応答を行う事例が見受けられたほか、一部の社では健全性の高まり等に伴い配当性向を引上げ契約者配当を充実させようとする動きも見受けられた。このような取組みを通じた保険契約者と相互会社の対話の向上、ひいては相互会社のガバナンスの向上が重要である。

また、相互会社内に留保されている準備金等を含む自己資本が、効果的に活用されることも重要であるため、自己資本等に対する収益指標としてどのようなものが活用されているかについて相互会社と対話を実施した。結果、ROEV⁶⁹や RORC⁷⁰等を活用している社や、今後活用を検討しているとする社がほとんどであった。このような ROEV や RORC 等の活用の高度化が進展し、自己資本が効果的に活用され、ひいては契約者配当の増加や保険料の低下が実現され、顧客の最善の利益に資することが期待される。

(参考 21) 利益剰余金及び諸準備金と契約者配当準備金繰入額に係る全生命保険会社合計の推移



(出典) 金融庁作成

さらに近年、上図のとおり契約者配当準備金繰入額(≒契約者配当)は概ね横ばいで推移する一方、健全性確保を目的として利益剰余金及び危険準備金と価格変動準備金が積み上がっている。相互会社においては保険契約者が支払った保険料を財源とする剰余金及び危険準備金、価格変動準備金等を保険契約者自身が受け取る手段は、相互会社から受け取る契約

⁶⁹ ROEV : Return on Embedded Value の略で、生命保険会社の企業価値であるエンベディッド・バリュー (EV) の増加額を利益とみなし、企業価値の成長性を測定する指標。ROEV は、例えば $\{(EV \text{ の増加額}) \div (\text{リスク量})\} \times \{(\text{リスク量}) \div EV\}$ (経済価値ベースの健全性評価) と分解でき、経済価値ベースの健全性評価と合わせることで、リスクを勘案した収益指標となる。

⁷⁰ RORC : Return on Risk Capital の略で、当期利益等の一定の利益をリスク量 (所要資本) で除し測定した指標であり、リスクとリターンのバランスを考慮する上で有益な指標。

者配当に限られる。そこで相互会社において、健全性とのバランス等を勘案の上で、当該剰余金等の契約者への直接的な還元手段となる消滅時配当や特別配当等の検討が進展し、顧客の最善の利益に資する取組が実現されて行くことが期待される。

また、契約者配当に関するガバナンスの向上の観点から、独立社外取締役との活発な対話も重要であることから、独立社外取締役への有用な情報提供等に関して対話を実施したところ、各社、契約者配当に関する説明内容の充実化を図っていた。

2. グループガバナンスの高度化

【金融行政上の課題】

大手保険グループを中心に、海外事業展開を経営戦略上の重要な施策と掲げ、海外子会社を含む保険グループの形成が進んでいる。こうした中、個社単位だけでなくグループ全体として経営管理態勢及びリスク管理態勢を強化し、グループガバナンスの高度化を図っていくことが重要であることから、引き続き、各国監督当局と協力して実効的なモニタリングを行っていく必要がある。

なお、2019 年 11 月、IAIS において、IAIGs の監督枠組み(ComFrame⁷¹⁷²)及び保険セクターのシステミックリスクに対する包括的枠組み(HF)が採択された機会を捉え、2020 年 12 月に監督指針を改正し⁷³、IAIGs 以外も含め、保険グループの規模・特性に応じたグループ監督の枠組みを整備している。

⁷¹ IAIGs に対する実効的なグループ監督（IAIGs の適切なコーポレートガバナンスやリスク管理、各当局間の監督上の協調等）に焦点を当てた監督上の基準・ガイダンス。ComFrame の内容は、監督者が順守すべき規定（Requirement）である Standard と、その理解や導入を促進するための Guidance から構成される。

⁷² ComFrame においては、グループ監督当局が、他の海外当局とも協力し、以下の定量基準の双方に該当するかを考慮した上で、各保険グループが IAIGs であるか否かを決定することとしている。

○国際的活動

- ・ 3 以上の法域で保険料が計上されており、かつ
- ・ 本拠法域外のグロス計上保険料が、グループ合計のグロス計上保険料の 10%以上あること

○規模（3 年移動平均に基づく）

- ・ 総資産が 500 億米ドル以上、又は
- ・ 総グロス計上保険料が 100 億米ドル以上

⁷³ 保険グループの規模・特性に応じてグループ監督を行うための枠組みを整備する目的から、「VII グループベースでの監督等」を新設するなど、2020 年 12 月「保険会社向けの総合的な監督指針」を改正。

(参考 22)グループガバナンスを有効に機能させる要素の監督指針上の位置付け

グループガバナンスを有効に機能させる要素 (2020 事務年度「IAIGs モニタリングレポート」より作成)		監督指針 「VII.グループベース での監督等」
要素1	海外子会社等の取締役会を通じたガバナンスの枠組み の整備・運用	VII - 2 グループの経営管 理
要素2	経営管理会社及び海外子会社等の経営レベルによる グループベースの機能別委員会等における協働及び意 思決定を通じたグループ戦略の共有	
要素3	以下を通じた海外子会社の業務及び財務情報の適切 性の確保 ・各種方針・規程・ガイドライン等や内部統制に係るグル ープ共通の枠組みの構築	VII - 2 グループの経営管 理 VII - 3 グループベースの 統合的リスク管理 VII - 4 グループベースの 業務の適切性
	・上記の海外子会社管理に係るリエゾン及び経営管理 会社担当部による業務レベルに踏み込んだ適切な関 与	
要素4	経営管理会社への報告及び承認事項(事業計画(資本 配賦含む)の策定、定期業績報告、コンプライアンス事 項の報告・各種規程及びガイドラインの改廃等)の整 備・運用	VII - 2 グループの経営管 理 VII - 4 グループベースの 業務の適切性
要素5	リエゾン及び経営管理会社担当部による要素4に係る 各内容への精査及び海外子会社に対する指示等を通 じた、業務レベルに踏み込んだ適切な関与	
要素6	グループ人材を計画的に確保・育成するための人事戦 略の具体化	VII - 2 グループの経営管 理
要素7	グループリスク文化の醸成策の実施(グループ価値観 の設定及び共有、トップレベルのメッセージ発信、海外 子会社のリスク文化の把握等)	VII - 2 グループの経営管 理 VII - 3 グループベースの 統合的リスク管理

【本事務年度の実績】

(1) 生命保険会社

本事務年度は、各保険グループの海外事業戦略や監督指針に基づく適切な態勢の整備・

運用状況について、昨事務年度からの進捗状況のフォローアップを実施した。足元では、態勢の抜本的な見直しが必要となる状況は見られないが、以下のとおり、各保険グループにおいてグループガバナンスの高度化に向けた取組みが継続的に進められていることを確認した。

- ・ 既存事業の推進に当たり、国・地域別の将来の目指す姿や利益目標を明確にするとともに、その実現に向けた戦略・取組みの方向性を打ち出した事例(要素2)
- ・ グループ各社における実務レベルを含めたルール・目線の共有化を図るため、グループベースの機能別会議の実施に係る検討を開始した事例(要素2)
- ・ 海外事業における過去の事例や反省を踏まえて作成した海外業務にかかわる役職員が職務遂行に当たって参照とすべき基本となる考え方を規定した指針について、海外事業の発展に合わせて、常時ベストプラクティスが反映されている状態を維持するために継続的に見直しを行っている事例(要素3)
- ・ 海外子会社のシステム導入時のベンダーとの契約締結交渉や ALM リスクアセスメント実施について、本社が直接参画した事例(要素5)
- ・ 海外事業における専門性強化研修の海外部門外への提供や海外現地法人理解講座の新設により、海外人材以外への海外事業の知見の強化を企図した事例(要素6)
- ・ グループ各社のリスク文化の把握のため、グループ各社のコンプライアンスヘッドとCCpO⁷⁴との 1on1 ミーティングや担当者レベルのミーティングを定期的に行い、情報共有を図っている事例(要素7)
- ・ 海外子会社の現地従業員層へのグループ経営理念の浸透やリスク文化の醸成を図るため、海外子会社に対してカルチャーサーベイを実施するほか、本社 CEO が海外子会社を訪問、現地経営陣をはじめとして役職員との座談会に参加し、グループの価値観を共有した事例(要素7)

各保険グループにおいては、引き続き、グループガバナンスの高度化に不断に取り組んでいくことが重要である。

なお、今般、住友生命保険相互会社が IAIGs の指定に係る ComFrame 上の定量基準に該当することから、金融庁として、当社を新たに我が国における IAIGs として取り扱うこととした⁷⁵。

(2) 損害保険会社

本事務年度は、各保険グループにおける監督指針に基づく適切な態勢の整備・運用状況について、昨事務年度のモニタリングからの進捗状況のフォローアップを実施し、以下のようなグループガバナンスの高度化に向けた取組みが継続的に進められていることを確認した。

⁷⁴ Chief Compliance Officer

⁷⁵ 我が国の IAIGs として指定する保険グループは、第一生命ホールディングス株式会社、東京海上ホールディングス株式会社、MS&AD インシュアランス グループ ホールディングス株式会社、SOMPO ホールディングス株式会社、住友生命保険相互会社の 5 社。指定については、ComFrame 上の定量基準に照らして、年に 1 回の評価を定期的に行うとともに、新たな買収等によりグループの範囲に変化が生じた場合等には随時評価を行い、必要に応じて見直しを行う。

- ・ 本社における専門領域別の会議等に海外拠点の外国人幹部を新たに参加させ、各地域や拠点の意見を取り入れる態勢を強化しつつ海外拠点との直接のコミュニケーションを促進することにより、事業運営の透明性の向上、意思伝達・決定の迅速化が図られた事例（要素2）
- ・ 全社横断的な課題について、海外子会社毎の課題の大きさやリスクの高さに応じて定量的に評価した上で、特に必要性が認められた海外子会社に対して HD からの要員派遣等の支援を実施している事例（要素4・5）
- ・ グローバルなコミュニケーション・プラットフォームの導入により、経営と傘下職員との双方向のコミュニケーションや、グローバルな役職員同士のコミュニケーションを可能とし、トップメッセージや社内情報共有に利用することで、国内外のグループ一体化の取組みを進めている事例（要素7）
- ・ 保険金不正請求問題及び保険料調整行為問題を受け、様々な機会をとらえて、海外拠点幹部に対して、グループベースで顧客保護を重視する組織態勢の構築の必要性・重要性についての考え方を共有するとともに、各海外拠点の類似事象の発生リスクについて調査を実施し本社と共有した事例（要素7）

他方、以下のような課題も認められ、引き続きグループガバナンスに係る高度化を促していく必要がある。

- ・ 比較的小規模な拠点において、昨事務年度の法令違反の問題に続き、資本規制制度の適用誤りが発覚し、ガバナンス態勢の再検証等が必要になった事例（要素7）
- ・ 海外子会社において、社員等による多額の金銭詐取行為が発覚し、本社による当該子会社の構造的なコンプライアンス上の課題の究明や、抜本的な対策の検討が必要になった事例（要素5）

(3)再建計画⁷⁶

また、再建オプション実行時の実務フローや関係者を明確化する取組みや、再建計画にて設定する3本の再建シナリオについて、グループのシンクタンクにレビューを依頼し、再建シナリオの客観性を確保する取組みが確認できた。危機時において迅速な対応を可能とするため、引き続き、再建計画の内容を精緻化・高度化していくことが重要である。

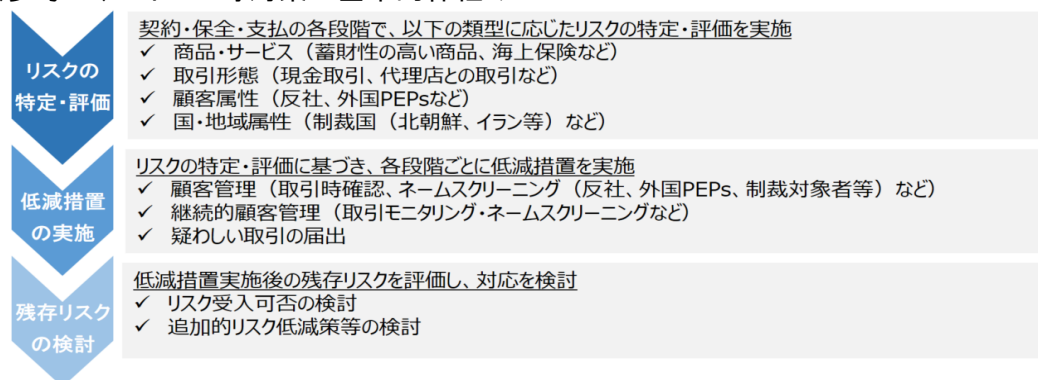
⁷⁶ 再建計画は、大きなストレスが発現し保険グループの健全性が大きく損なわれる事態に至った場合に効果的な対応を行うためのオプションやプロセスについて、平時から一定の整理を行っておくものであり、これにより、平時におけるリスクの所在のよりの確な理解、更にはストレス発現時における迅速な対応を可能とすることが期待される（監督指針Ⅶ-5-1-2を参照）。再建計画に含まれる内容は、保険グループの構造、再建計画発動のトリガー、ストレスシナリオ、リカバリーオプションなど。

3. マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策

【金融行政上の課題】

第4次 FATF⁷⁷対日相互審査の結果を踏まえ、2021 年4月、金融庁は保険会社を含む所管金融機関に対し、「マネロン・テロ資金供与対策に関するガイドライン」で対応を求めている事項について、2024 年3月末までの態勢整備等の完了を要請した。2024 年4月以降は、各金融機関において、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、拡散金融（以下「マネロン等」）への対策に係る態勢整備等の有効性検証の実施や高度化へ向けた取組の推進等が重要となる。各種レポート等によれば⁷⁸、保険会社のマネロン等に係るリスクは、為替業務を行っている銀行等と比較して相対的に高くないとされているものの、留意すべきリスクも存在することから、リスクに応じた適切な対応等が求められる。

（参考 23）マネロン等対策の基本的枠組み



⁷⁷ Financial Action Task Force

⁷⁸ 例えば、以下のようなレポート等における記載が挙げられる。

「保険契約は、原則として、人の生死に関し一定額の保険金を支払うことを約すもの又は一定の偶発的な事故によって生ずることのある損害を填補することを約すものである。ただし、資金の給付が行われるのはこれらの確率的な要件が満たされた場合に限られるため、この点は、保険の危険度を大幅に低減する要因といえる。しかし、一口に保険商品といっても、その内容は多様であり、保険会社等は蓄財性を有する商品も提供している。蓄財性を有する商品は、将来の偶発的な事故に対する給付のみを対象とする商品と異なり、より確実な要件に係る給付、例えば満期に係る給付を伴うもの等がある。このような商品は、契約満了前に中途解約を行った場合にも高い解約返戻金が支払われる場合が多く、例えば、契約締結時に保険料が支払われた後、速やかに中途解約された場合には、リスクが特に高いものと認められる。また、クーリングオフにより保険料充当額が返金される場合にも、特にリスクが高いものとして留意する必要がある。」（犯罪収益移転危険度調査書 令和5年12月P98）

“Generally, the ML/TF risk associated with the life insurance sector is lower than that associated with other financial products (e.g. loans and payment services) or other sectors (e.g. banking gambling, precious stones and metal dealers). Indeed, many life insurance products are not sufficiently flexible to be the first vehicle of choice for money launderers. However, as with other financial services products, there is a risk that the funds used to purchase life insurance may be the proceeds of crime. There is also a potential risk that funds withdrawn from life insurance contracts could be used to fund terrorism” (Application Paper on Combating Money Laundering and Terrorist Financing 2021年11月 IAIS P7)

【本事務年度の実績】

本事務年度は、大手保険グループを中心に海外事業展開を含めた保険グループの形成が進んでいることから、大手生命保険会社及び大手損害保険会社に対して、マネロン等対策に係るグループベースでのリスク管理の状況についてモニタリングを実施した。

(1) 生命保険会社

生命保険会社においては、蓄財性の高い生命保険商品に加入して保険料を支払った後、満期保険金や解約返戻金を受け取る、あるいは、契約者貸付を利用して資金を引き出すといった取引等を通じて、資金を一時的に生命保険会社に退避させ、その後自身の銀行口座等に戻すことで、マネロン等の効果を狙うといった利用の仕方が中心になると考えられる。

近年、生命保険会社においては、長期的な人口減少等による国内保険市場の縮小の可能性などの厳しい収益環境に伴い、新たな収益の確保などを目的として海外への事業展開が進められている。こうした中、マネロン等のリスクが認められる蓄財性の高い生命保険商品を取り扱う海外の生命保険会社を買収するケースも見られる。このため、生命保険会社においては、こうしたリスクを踏まえ、各拠点等が属する国の地理的・政治的環境や法規制等の違いを考慮し、グループベースでの整合的な管理態勢の構築や、傘下事業者等への監視等を行うことが重要である。

モニタリングの結果、マネロン等に係るグループ基本方針を定めた上で、各海外子会社に係る取組状況を把握し、統一的な基準でリスク評価を行うなど、各社においては総じてマネロン等対策に係るグループ内での整合的な態勢整備を進めていることを確認した。また、海外子会社を含めグループ会社とのミーティングの場において、マネロン等対策に関する好事例を共有する事例や、グループ会社のリスクに応じて実地調査を実施した上で業務レベルにまで踏み込んだ関与を行うなどの事例も見られた。マネロンに関する事項を含むグループ経営管理態勢を構築するに当たっては、一義的な対応・取組みを求めるものではないものの、海外への事業展開をより積極的に進める生命保険会社においては、こうした取組みを参考にしつつ、その子会社の取り巻く環境やリスク評価に応じた実効性のある経営管理態勢を構築することが求められる。

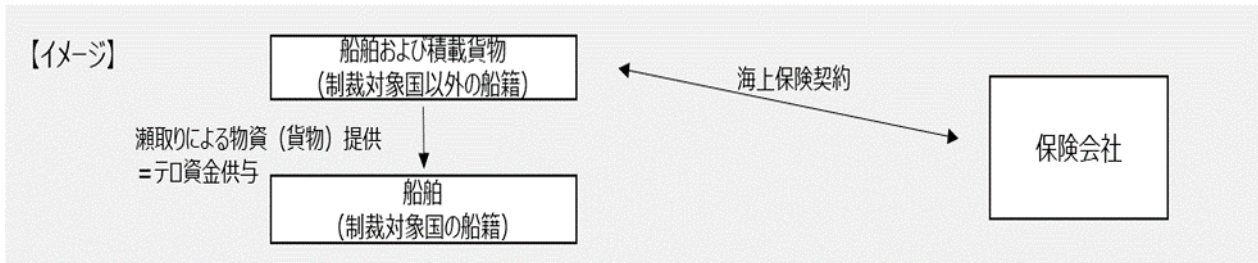
(2) 損害保険会社

損害保険会社においては、海上保険の引受に当たり、イラン、北朝鮮等の制裁対象国との直接の取引のみならず、いわゆる「瀬取り⁷⁹」の形態による物流に係る海上保険を引き受ける可能性があることから、テロ資金供与・拡散金融に間接的に関与するリスクにも留意する必要がある。こうした海上保険は、海外拠点でも引受を実施しているところ、海外への事業展開が進んでいる大手損害保険会社においては、海外を含めたグループベースでの整合的な管理

⁷⁹ 瀬取りとは、洋上において船から船へ船荷を積み替えることをいう。

態勢の構築等を進めていくことが重要である。このため、大手損害保険会社（3グループ）に対して、海上保険を含むマネロン等に係るグループベースの管理態勢に係る取組状況についてモニタリングを実施した。

（参考 24）保険会社が制裁対象国との取引に関与してしまうケース



（出典）金融庁作成

モニタリングの結果、各グループとも損害保険会社の親会社である持株会社が主導してマネロン等に係るグループ基本方針を策定し、国内・海外の各拠点に展開するなど、グループとしてのマネロン等対応の整合性を確保しているほか、リスク評価方法等に係る方針を策定・展開したり、各海外拠点のリスク評価を確認するなど、グループ全体でのリスクの低減に向けた取組みを実施していた。また、海外中小拠点に対して、現場のオペレーションの実態を確認するために実地調査を行うなど、リスクに応じて深度ある取組みを進める事例も見られた。

海上保険の引受においては、各グループとも、グループベースでの引受基準に基づき引受判断の整合性を確保しているほか、IMO 番号⁸⁰によるスクリーニングなどを実施していた。

このように各グループにおいて、マネロン等に係るグループベースでの管理態勢を整備しているが、現地当局の規制や各海外拠点の実態は変化することから、グループベースでの統合的管理を行うための不断の見直しや、マネロン等対応のための海外情勢等における幅広い知識と経験を有する人材の育成や充実化など、引き続きグループベースでのリスク管理の高度化を図っていくことが重要である。

⁸⁰ IMO（国際海事機構）が個々の船舶に付与する船舶識別信号

4. サイバーセキュリティ対策

【金融行政上の課題】

近年、サイバー攻撃が一層巧妙化している。また、金融機関において、システムに関する外部委託が拡大しているとともに、システムを構成する機器・ソフトウェア等に関するサプライチェーンの複雑化・グローバル化に伴い、システムの脆弱性等を管理する難度が高まっている。こうしたことから、サイバーリスクは金融機関にとって経営上の重要課題の一つとなっている。そのため、金融庁としては、金融機関におけるサイバーセキュリティのモニタリングを行うとともに、経営陣のリーダーシップの発揮の要請、金融機関における自己評価の実施の要請、金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習などを行っている。

【本事務年度の実績】

金融庁は、サイバーリスクは金融セクターのトップリスクの一つであるとの認識の下、生命保険協会及び日本損害保険協会との意見交換会の場において、各保険会社の経営陣に対し、サイバーセキュリティの強化について、リソースの投入や人材育成も含め、率先した対応を要請した。

また、金融庁は、日本銀行や金融情報システムセンターと共同で作成したサイバーセキュリティ管理態勢の成熟度を評価するための点検票を活用し、金融機関に対してサイバーセキュリティセルフアセスメント(CSSA⁸¹)の実施を求め、その結果を集計・分析し各金融機関に還元することで、自主的なサイバーセキュリティの強化を促す取組みを行っている。本事務年度は、保険会社についても本取組みの対象とした⁸²。集計・分析の結果、多くの保険会社では、サイバーセキュリティの確保を経営上の重要課題と捉え、サイバーセキュリティ対策の実効性向上に向けた取組を進めている一方で、重要なサードパーティのリスク管理や、人材確保・育成、コンティンジェンシープランの整備について、改善の余地があることが窺えた⁸³。

さらに、金融庁は、公助としての取組みである金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習(Delta Wall)を、2016年度以来、毎年主催している。2023年10月には、8回目となる演習を実施し、生命保険会社や損害保険会社を含め、過去最多の165の金融機関の参加を得た。演習の結果認められた課題を個別金融機関に還元するだけでなく、業界全体に共通して認められた課題や良好事例を業界団体を通じて非参加金融機関にも還元することにより、金融業界全体のインシデント対応能力の更なる向上を図っている。

⁸¹ Cyber Security Self-Assessment

⁸² 昨事務年度は地域金融機関（地域銀行、信用金庫及び信用組合）及び新形態銀行を対象に実施。本事務年度は、これらに加えて、証券会社、保険会社及び信託銀行も対象とした。保険会社については、生命保険協会加盟42先、日本損害保険協会加盟29先の合計71先が対象。

⁸³ 保険会社に関する集計・分析結果の概要は、金融庁ホームページにおいて公表を行っている。
(<https://www.fsa.go.jp/news/r5/cyber/20240423.html>)

5. 経済安全保障推進法の施行

【金融行政上の課題】

国際情勢の複雑化、社会経済構造の変化等により、安全保障の裾野が経済分野に急速に拡大する中、国家・国民の安全を経済面から確保するための取組を強化・推進することが重要である。2022 年5月に成立した経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（以下「経済安全保障推進法」）の基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する制度（以下「基幹インフラ制度」）においては、金融を含む基幹インフラの重要設備が我が国の外部から行われる役務の安定的な提供を妨害する行為の手段として使用されることを防止するため、国から指定を受けた事業者（以下「特定社会基盤事業者」）は、特定重要設備の導入又は維持管理等の委託を行う場合、事前にその計画を届け出るとともに、審査を受けることとされている。

（参考 25）保険業における指定基準・業務

特定社会基盤事業 （経済安全保障推進法施行令 第9条第13号ロ）	特定社会基盤事業者の指定基準 （内閣府令第2条第5号）	業務 （内閣府令第1条第5号）
保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第一項に規定する 保険業	次のいずれかに該当する者であること。 イ 直近の三事業年度における損益計算書に計上すべき保険金等支払金の額から損益計算書に計上すべき解約返戻金、その他返戻金及び再保険料の合計額を控除した額の平均が 一兆円以上 である者 ロ 直近の三事業年度の末日における生命保険業務に係る保険契約の件数の平均が 二千万件以上 である者 ハ 直近の三事業年度における損害保険業務に係る元受正味保険金の額の平均が 一兆円以上 である者 ニ 直近の三事業年度の末日における損害保険業務に係る保険契約の件数の平均が 二千万件以上 である者	保険金の支払又は損害の填補に係る業務

（参考 26）保険業における特定重要設備等

特定重要設備 （内閣府令第1条）	構成設備 （内閣府令第12条）	重要維持管理等 （内閣府令第8条）
保険金支払システム （査定など工程管理をするシステム及び契約情報を保有するシステム）	保険金支払システム（査定など工程管理をするシステム及び契約情報を保有するシステム）に係る中核的な情報処理を行う機能を有する業務アプリケーション 上記アプリケーションに係るオペレーティングシステム、ミドルウェア、サーバー、顧客資産情報を保管する設備等	維持管理 操作

【本事務年度の実績】⁸⁴

金融庁は、経済安全保障推進法第 50 条第1項及び第2項の規定に基づき、特定社会基盤事業者を 2023 年 11 月 16 日に指定し、同年 11 月 17 日に公示した。保険業において特定社会基盤事業者指定されたのは、生命保険会社6者、損害保険会社4者の計 10 者である⁸⁵。これらの特定社会基盤事業者は、指定を受けた日から6月間の経過措置期間を経て、2024 年 5 月 17 日から本制度の規律の適用を受けている。

また、金融庁は、基幹インフラ制度の円滑な運用を実現するため、2023 年4月に設置した「基幹インフラ制度に関する相談窓口」⁸⁶の運営等を通じて、特定社会基盤事業者を含む関係事業者等の制度理解に資する情報の提供を行うとともに、恒常的な意思疎通を図っている。

例えば、保険業では、基幹インフラ制度の届出対象となる特定重要設備は、保険金の請求に関する支払査定などに関する工程管理をするシステム及び契約情報を保有するシステムとされているが、特定社会基盤事業者のシステム構成や設備は事業者毎に区々である。このため、金融庁においては、具体的に各社においてどの設備が特定重要設備に該当するかについて、それぞれの特定社会基盤事業者との対話を通じ、各社との認識の共有を図っている。

加えて、金融庁は、事前相談等を通じて特定社会基盤事業者から寄せられた照会を基に、「金融分野における経済安全保障推進法の特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する制度の解説」を公表した⁸⁷。解説では、特定重要設備の具体例や届出対象となる特定重要設備の導入に該当する事例(システム統合やプログラムの言語変更等)、重要維持管理等に該当する行為の事例(障害及び不正使用・破壊・盗難等の防止などの対応、運行管理業務)を掲載している。

金融庁としては、今後とも、基幹インフラ制度の円滑な運用に向けて、特定社会基盤事業者との間で丁寧な対話に努めるとともに、本制度の趣旨に沿ってインフラ機能の安全・信頼を確保するための措置が講じられるように促していく。

⁸⁴ 基幹インフラ制度の詳細は、金融庁ウェブサイト「金融分野における経済安全保障対策」を参照。
(<https://www.fsa.go.jp/news/r5/economicsecurity/231117infrastructure.html>)

⁸⁵ 生命保険会社6者は、アフラック生命保険株式会社、株式会社かんぽ生命保険、住友生命保険相互会社、第一生命保険株式会社、日本生命保険相互会社、明治安田生命保険相互会社。損害保険会社4者は、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社、損害保険ジャパン株式会社、東京海上日動火災保険株式会社、三井住友海上火災保険株式会社。

⁸⁶ 金融庁では、特定社会基盤事業者を含む関係事業者との意思疎通を行うため、「基幹インフラ制度に関する相談窓口」にて相談を受け付けている。
(<https://www.fsa.go.jp/receipt/infrastructure.html>)

⁸⁷ 基幹インフラ制度の円滑な運用に資するよう 2023 年 11 月に策定・公表し、2024 年 3 月、4 月及び 6 月に更新している。
(https://www.fsa.go.jp/news/r5/economicsecurity/infra_kaisetsu_financesector.pdf)

IV. 顧客本位の業務運営について

1. 営業職員管理態勢の高度化

【金融行政上の課題】

生命保険会社の営業職員チャンネルは、長年にわたり生命保険の販売チャンネルとして定着しており、重要な位置を占める一方、依然として金銭詐取をはじめとする問題事案が複数の会社で継続的に発生している状況にある。最近では、営業職員を管理する役職にある者が、自ら金銭詐取などといった不適切な行為を行う事案や、営業職員が架空の金融商品の勧誘を装って契約者から金銭詐取を行う事案が散見されている。

こうした中、不適切事案の未然防止や再発防止のための取組みが形式的・表面的なものに留まらず、営業現場の隅々にまで浸透するよう、実効性のある管理態勢を整備・確立するほか、経営陣のリーダーシップのもと、不適切事案の発生を防止するための企業風土を醸成し、社内に定着させることが、引き続き、重要な課題となっている。

【本事務年度の実績】

生命保険協会は、2023 年2月、会員各社が営業職員チャンネルのコンプライアンス・リスク管理態勢の更なる高度化を図る上で留意すべき原理・原則や取組例等について、「営業職員チャンネルのコンプライアンス・リスク管理態勢の更なる高度化に係る着眼点⁸⁸(以下、「着眼点」)」として取りまとめ、公表を行った。また、各社においては、着眼点を踏まえた取組状況や今後の取組みの方向性等を公表した。

本事務年度、生命保険協会は、各社に対して着眼点に係る対応状況について、フォローアップアンケートを実施した結果、営業職員チャンネルを有する全ての会社において、着眼点を踏まえたコンプライアンス・リスク管理態勢の更なる高度化に向けた取組みが進められていることを確認した。当該フォローアップアンケートの中で見られた各社の新たな取組みについては、以下の「参考となる取組例等」として着眼点に加えた⁸⁹。

＜管理者に関する取組み＞

- ・ 管理者の役割・責任として、不適正事案の未然防止や早期発見等のコンプライアンス対応が含まれることを規程上明確化し、管理者が当該コンプライアンス対応を推進するための体制やツールを会社が提供するなど、環境整備を実施。
- ・ 営業組織の管理者に対して、実際に発生した不適切事例をもとに作成した「営業組織の管理者として留意すべき事項」について、定期的な教育・研修プログラムを設定。
- ・ 管理者の研修期間中には、営業組織の日常を点検すべく支社による確認を併せて実施。

⁸⁸ https://www.seiho.or.jp/info/news/2023/20230217_1.html

⁸⁹ https://www.seiho.or.jp/info/news/2024/20240419_2.html

＜金銭関連不適正行為の防止に関する取組み＞

- ・ お客さまとの間で一切現金を授受しない取組み（完全キャッシュレス化）を実現し、ホームページやお手続き時の画面・帳票・アプリ、メール等でお客さまへの注意喚起を図っている。

＜コンプライアンス・リスクの評価＞

- ・ 全国一律のリスク評価に加え、市場動向や顧客・営業職員の属性、マネジメント等を踏まえた支社毎のリスク評価を行い、リスクレベルに応じた統制策を機能させている。

当庁としても、フォローアップアンケートの内容や着眼点の更新内容を通して、各社におけるコンプライアンス・リスク管理態勢の更なる高度化に関する取組みが進められていることを確認した。

今回のフォローアップアンケートでは、運用上の課題として、コンプライアンス意識の醸成に向けた継続的な取組みや、管理者による不適正事象の予兆把握に向けた仕組みの必要性が確認されたことから、生命保険協会においては、引き続き、着眼点を踏まえた各社のコンプライアンス・リスク管理態勢の更なる高度化に向けた取組みのフォローアップを行うとともに、各生命保険会社においては実効性のある取組みを不断に進めることが求められる。

2. 保険代理店管理態勢の高度化

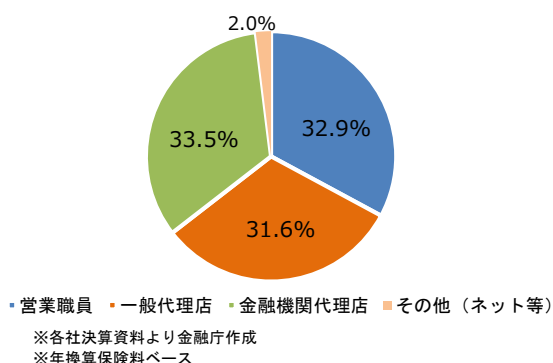
【金融行政上の課題】

生命保険代理店は、近年、営業職員チャンネルに並ぶ主力チャンネルに成長しており、損害保険代理店も引き続き損害保険会社の販売の大部分を占める主力チャンネルとなっている。保険代理店は、顧客との直接的な接点として、顧客と保険会社を繋ぐ重要な役割を担っているところ、金融庁においては財務局⁹⁰とも連携しつつ、保険代理店における業務品質の向上や体制整備の高度化を促していく必要がある。

また、「損害保険業の構造的課題と競争のあり方に関する有識者会議」による報告書の内容も踏まえ、特に大規模乗合代理店に対する監督のあり方について、第三者評価枠組みの導入も含め、今後検討していく必要がある。

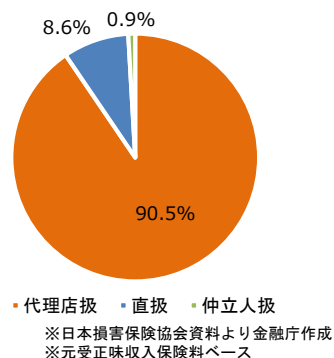
(参考 27) 生命保険チャンネル別販売比率

(2024 年3月末現在)



(参考 28) 損害保険チャンネル別販売比率

(2023 年3月末現在)



【本事務年度の実績】

(1) 保険代理店ヒアリング

金融庁では、2016 年の保険業法改正⁹¹以降、財務局と協働して保険代理店の実態把握を進めてきた。本事務年度は、当庁ウェブサイトの「金融事業者リスト」⁹²に掲載された先を中心に、86 の保険代理店に対し、顧客本位の業務運営の取組み、公的保険制度を踏まえた保険募集、サイバーセキュリティ、保険代理店と損害保険会社の連携状況及び生命保険協会が運営する代理店業務品質評価運営への取組み等について、ヒアリングを実施した⁹³。

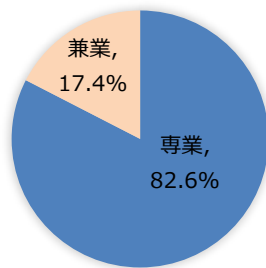
⁹⁰ 福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。

⁹¹ 保険代理店の体制整備義務等を追加。

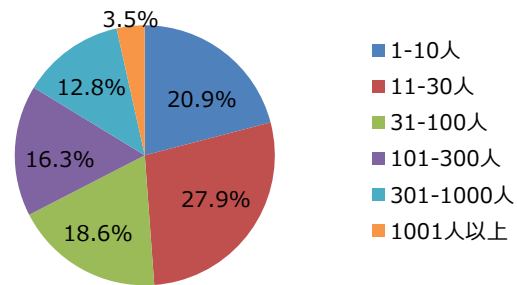
⁹² 「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択し、取組方針及び取組状況と本原則との対応関係を公表した金融事業者のうち、当該リストへの掲載を希望する金融事業者からの報告内容を取りまとめたもの（<https://www.fsa.go.jp/policy/kokyakuhoni/kokyakuhoni.html>）。

⁹³ 本項目に記載した内容のほか、障がい者に配慮した取組状況についてもヒアリングを実施。結果は、本レポート「VI. その他（1）障がい者に配慮した取組み」（P. 59）を参照。

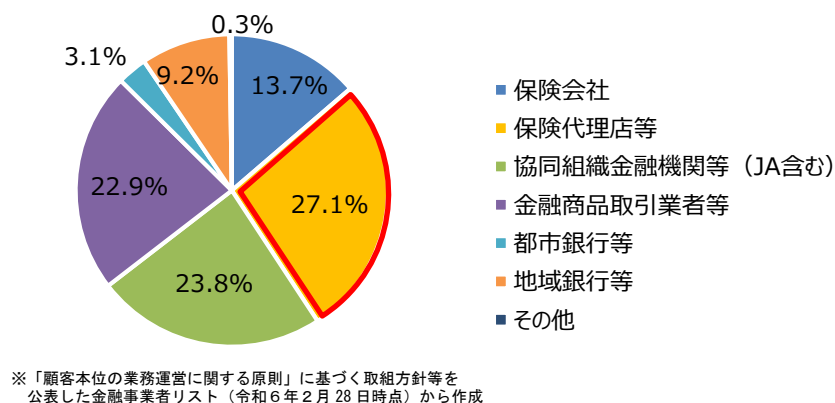
(参考 29) 専業、兼業の内訳(ヒアリング先)



(参考 30) 役職員数の内訳(ヒアリング先)



(参考 31) 「金融事業者リスト」への業態別掲載割合



ヒアリング結果の概要は以下のとおりである。幅広い保険代理店とのヒアリングを通じた実態把握は有益であることから、引き続き各財務局と連携し、継続的な実態把握を進めていく。

①顧客本位の業務運営に関する取組状況

今回のヒアリング対象とした保険代理店のうち、「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択し、取組方針等を公表している先においては、自らが策定した方針に基づき、顧客本位の業務運営に取り組んでいる様子がうかがえた。具体的には、ファイナンシャル・プランナー等の資格を取得し、社会保障や相続等の情報提供も含めた保険のアドバイスを行う、成約件数以外の業務品質（苦情や感謝の声など）も含めて評価する仕組みを取り入れるなどの事例が見られた。引き続き、金融事業者である保険代理店自身の創意工夫による取組みの進展が望まれる。

②公的保険制度を踏まえた保険募集

今回ヒアリングを実施したほとんどの保険代理店が、公的保険制度を踏まえた保険募集を行うことの必要性を認識し、保険会社のパンフレットやシミュレーションツールを活用して公的

保険制度を踏まえた保険募集を行っている実態が確認された。

一方で、各保険募集人による説明状況について、事後的に確認を行っている保険代理店は約6割に留まっているところ、実効性を高める取組みを進めていく必要がある。

③サイバーセキュリティ

金融庁では、これまで金融機関におけるサイバーセキュリティの確保やシステムリスク管理態勢の強化の重要性を踏まえ、取組みを促してきた。保険代理店における取組状況を確認したところ、ほとんどの保険代理店で各保険募集人が利用する端末(PC)の管理規程の整備やサイバー攻撃に関する研修等の取組みが実施されていた。一方でコンティンジェンシープランを策定している保険代理店は約6割にとどまっているところ、更なる取組みを行っていく必要がある。

④損害保険会社と保険代理店との円滑な連携

今回ヒアリングを実施した多くの保険代理店が、代理店手数料体系の見直しや代理店手数料ポイントの大幅な引下げがあった場合には、損害保険会社から具体的な理由等の説明を受けていると回答した。他方、手数料体系の見直し等について、損害保険会社からの説明がなかったと回答する保険代理店も、一部見受けられた。

また、代理店統廃合の推進に関して、多くの保険代理店が、各代理店の個別事情を十分に汲むべきと考えている実態が確認された。その中には、統合により募集品質向上やコンプライアンス強化が図れるといった前向きな意見があった一方、統合によりきめ細やかなサービスの提供ができなくなる恐れがあるといった慎重な意見があり、その内容は様々であった。

損害保険会社と保険代理店との民民間の委託契約に基づく取り決めについては、当事者間でよく話し合い、その在り方について決定されるべきであるが、一部の保険代理店から継続的に代理店手数料ポイント制度等についての懸念等が示されていることを踏まえると、損害保険会社と保険代理店との間でより一層の対話が行われることが重要であり、両者が円滑に連携していくことが望まれる。

⑤代理店業務品質評価運営に基づく取組状況

本事務年度においても、金融庁は、2022 年4月から生命保険協会において開始された「代理店業務品質評価運営」(以下「評価運営」)に関し、評価運営の見直し等を検討する「代理店業務品質検討 WG(以下「WG」)」にオブザーバーとして参加し、生命保険会社及び保険代理店に対する評価運営の更なる浸透を促すための意見発信を行った。

また、WG への参加と並行して、生命保険会社及び保険代理店に対するヒアリングを通じて、評価運営を踏まえた保険代理店の業務品質評価に関する各社の検討状況について確認を行った。

その結果、生命保険会社からは、評価運営による調査結果を自社の代理店評価の代替とし

ている、あるいは、自社における保険代理店の品質評価基準を評価運営の議論を踏まえて見直すことを検討している、といった意見が聞かれた。また、保険代理店からは、業務品質評価基準を業務運営の参考としている、といった評価運営に関する前向きな意見が多数聞かれた一方、生命保険会社の職員でも評価運営を知らないケースがある、消費者の認知度が低い、といった評価運営の浸透に関する課題認識も聞かれた。

金融庁としては、今後とも、評価運営の更なる浸透に向けた意見を発信していくとともに、各生命保険会社及び保険代理店の業務品質向上に向けた取組状況を確認し、創意工夫を凝らした取組みを促していく。

(2) 損害保険会社による保険代理店に対する内部統制の実効性

金融庁では、例年、保険会社の内部監査態勢についてモニタリングを実施し、その実効性を確認するとともに高度化に向けた取組みを慫慂している。昨今の損害保険業界における不正請求等の問題については、損害保険会社にとって収益上の影響力が大きい損保代理店に対する管理が実質的に機能していなかったことが、不正請求や不適切募集を惹起・助長させた真因の一つとなっていた点を踏まえ、本事務年度は、こうした代理店に対する損害保険会社の内部統制の実効性等をテーマとしてモニタリングを行った。

なお、本モニタリングは、自動車関連事業を兼業する代理店⁹⁴（以下「モーターチャネル等」）を販売チャネルとしている損害保険会社を選定した上で、3線(内部監査部門)の監査機能の確認にとどまらず、1線(本社各部門、営業拠点や損害調査センター等)や2線(本社コンプライアンス部門等)の取組みも含めた全体的な3線管理の実態について確認を行った。

① 損害保険会社による代理店に対する内部監査態勢の課題等

損保代理店に対する監査については、全国に非常に多くの代理店が存在⁹⁵しており、損害保険会社各社の監査リソースにも制限がある中で、殆どの社においては、3線が代理店に対して「直接監査」を行うことはなく⁹⁶、1線や2線に対する監査時にそれぞれの部門等における代理店管理の内部統制を監査・評価することとしている。また、各社とも、3線による監査を代替・補完するものとして、1線又は2線による代理店検査・点検等を行う態勢を整備していることを確認した。

しかしながら、これらの態勢に関して、以下の課題が認められるため、3線管理の実効性を強化する取組みを早急に推進していくことが必要である。

- ・ 保険金不正請求問題を踏まえ、影響力の大きい大規模代理店等については、3線がリス

⁹⁴ 自動車整備工場等と保険代理店を兼業しているモーター及びディーラーチャネル。損害保険会社による管理が機能していない場合、利益相反による不正請求等のリスクが顕在化するおそれがある。

⁹⁵ 日本損害保険協会の統計によれば、2022年度末時点における損害保険代理店数は156,152店。

⁹⁶ 代理店で重大な問題が発生した場合に、3線が「直接監査」を実施する体制は各社整備しているものの、その実績は殆どない実態にある。

クベースで「直接監査」を実施することを検討している社がある一方、多くの社はこうした取組みを全く検討していない。

- ・ 3線による営業拠点等に対する監査において、リスクアセスメントが十分とはいえない実態にある中、最長5年以上監査を実施していない拠点等が存在する社が一部に見受けられる。
- ・ 代理店に対する検査・点検について、多くの社は、1線の営業担当職員が実施している実態にあり、検査等の独立性・透明性が懸念されるほか、検査等のスキルにバラツキが生じている可能性がある。また、検査等の手法も、画一的な検査・点検項目を形式的に確認⁹⁷するにとどまっている社が多数見受けられる。
- ・ 3線管理のオフサイトモニタリングにおいて、保険代理店による不正リスクの予兆を検知する取組みとして、AI や BI ツールを活用した予兆検知に取り組む社がある一方、多くの社はこうした予兆管理等の高度化を検討していない。

②損害保険会社による代理店に対する2線(コンプライアンス部門)の課題

代理店において、不正請求を含む不正行為の疑義事案が生じた場合には、その調査の適切性・透明性等を確保するためには、コンプライアンス部門が初動調査時から適時・適切に関与していくことが極めて重要である。

しかしながら、一部の社においては、募集人ではない自動車修理工場の工員等による不正は、保険業法の適用外であるとして、コンプライアンス部門が全く関与せずに損害調査部門等にその調査を委ねている実態にあった。こうした社は、一連の不正請求問題が顕在化したことを踏まえ、調査態勢の改善に着手しているものの、3線は改善後の調査プロセスの適切性や内部統制の実効性を継続的に確認していく必要がある。

募集人による不正行為の疑義事案が生じた場合には、全社ともコンプライアンス部門の関与のもとで調査を行っている実態を確認したが、そのうち多くの社では、調査主体は営業拠点の代理店を担当する職員が担っている実態にあるため、調査の独立性・透明性をより確保していくためにも、コンプライアンス部門の関与を強化していく必要がある。

また、不祥事件として認定された事案について、その真因の追求やそれに伴う再発防止策が十分なものとなっていない事案も見受けられることから、損害保険会社各社はこうした点にも留意すべきである。

③その他の論点

一連の不正請求問題は、挙績・増収を重視する代理店手数料ポイント制度が代理店自身の挙績指向をさらに高めてしまっていたことなど、様々な要因が複合的に重なりあうことで生じたものである。今回のモニタリングでは、こうした各種要因に着目したモーターチャネル等におけ

⁹⁷ 例えば、「比較推奨方針を策定しているか」といった確認項目に基づき、方針の有無を確認するにとどまり、その募集実態や内部統制の評価にまで踏み込んだ確認を行っていない。

る3線管理の実態についても確認し、その結果として以下の課題が認められた。

- ・ 代理店手数料ポイント制度の業務品質を評価する割合は、各社間で大きなバラツキがあるが、総じて挙績・増収に傾注したポイント制度となっていることを確認した。代理店自らにその業務品質の向上に向けたインセンティブが働く仕組みを作ることが重要であり、業務品質を重視した制度への転換が望まれる。
- ・ 保険代理店への出向等については、保険代理店の業務品質の向上など、保険代理店と損害保険会社の双方にとって利点がある一方、それが過度なものであれば、顧客の適切な商品選択が阻害されるおそれがある。一部の社においては、代理店への出向者数を拡大している中、出向者の管理を十分に行っていない実態が認められた。
- ・ 一連の不正請求問題を踏まえ、各社とも、損害調査態勢の強化を検討・実施しており、簡易調査などのアジャスターが関与しない調査方法は廃止していることを確認した。しかしながら、多くの社においては、アジャスターの高齢化・退職等による深刻な要員不足にあるため、人事制度等の見直しも含めた対策が必要である。

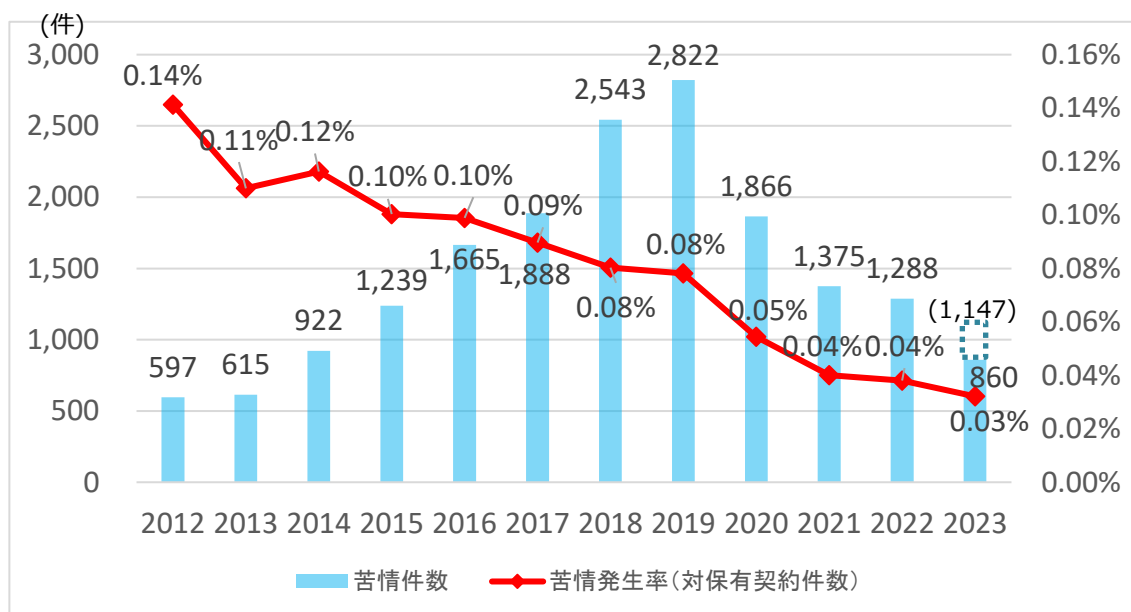
3. 外貨建保険の募集管理等の高度化

【金融行政上の課題】

外貨建保険について、2023 年度は、引き続き円安や海外金利の上昇が見られたものの、その変動率は、前年度より緩やかであったことから、銀行等の金融機関代理店（以下3. では「代理店」）を中心とした販売量が前年度対比で落ち着きを見せている。苦情件数・苦情発生率とも減少傾向を維持しているものの、外貨建保険等の特定保険契約以外の保険に係る苦情発生率と比較すると高い水準にある。顧客本位の業務運営を確保する観点から、苦情抑制に加え、顧客の最善利益の追求を意識した取組みの高度化が重要である。⁹⁸

また、引き続き、販売主体が投資信託等と同様の比較可能な共通 KPI を作成・公表することにより、金融事業者の選択に資するとともに、顧客が各業態の枠を超えて比較検討することを容易にする有益な情報提供が行われることが望ましい。

（参考 32）代理店で発生した外貨建保険・年金の新契約に関する苦情件数と苦情発生率



※ 2023 年度は第3四半期発生分まで反映（棒グラフ点線部分は年換算の予測値）

※ 2023 年度第3四半期までにおける外貨建保険等の特定保険契約以外の保険に係る苦情発生率は 0.01%。

（出典）生命保険協会

⁹⁸ 顧客本位の業務運営の高度化に当たっては、「リスク性金融商品の販売会社等による顧客本位の業務運営に関するモニタリング結果（2023 事務年度中間報告）」（2024 年 4 月）も参照。
(<https://www.fsa.go.jp/news/r5/kokyakuhoni/202403/01.pdf>)

【本事務年度の実績】

(1) 外貨建保険の販売に関するモニタリング

本事務年度は、外貨建保険の販売量が多い生命保険会社に対し、昨事務年度から継続してモニタリングが必要と判断された以下の①～④を中心に取組状況のフォローアップを実施した。外貨建保険については、直近の苦情発生状況等を注視しつつ、生命保険会社等を対象に、長期の契約継続を前提としたアフターフォローなど、顧客本位の取組みの進捗状況について引き続き確認していく。

① 2023 年7月以降の苦情発生状況

2023 年度、外貨建保険の販売が前年度対比で減少に転じる中、苦情は件数・発生率とも減少傾向を維持していた。多くの生命保険会社は、昨年度市場価格調整(MVA)により解約払戻金が想定していた水準を下回るとの苦情が顕著に増加したことを受け、既契約者に対する MVA や為替リスク等に係る情報提供を充実させる取組みを実施していた。また、一部の生命保険会社では、顧客の利便性を向上させ、前年度に発生していたコールセンター受電率低下による苦情を抑制するため、解約手続きを含む Web 手続きの拡大を図る取組みを実施していた。

② 代理店との対話による適合性確認の基準及び高齢者募集ルールの実効性向上

適合性確認の基準に関し、代理店が自律的に PDCA サイクルを回せる態勢構築を促すため、生命保険会社と代理店の1.5線⁹⁹・2線の部署も含めた個別対話を行う等の取組みが進捗していた。また、適合性確認の基準に関し把握した好事例を他代理店に共有し、顧客の金融資産に占めるリスク性商品割合など基準の明確化を実現した事例が見られた。

また、高齢者募集ルールに関し、生命保険会社による代理店検査等で代理店のルールを確認し、役員レベルを含む代理店との個別対話において親族関与ルールの有効性を代理店に周知・推奨する等により、ルール見直しに至った事例が見られた。さらに、多くの生命保険会社において、高齢者募集ルールの年齢基準が生命保険会社と代理店とで異なる場合、通常より丁寧なモニタリングや契約後の確認コール等により、高齢者募集の適切性の確保を図る事例が見られた。

③ 「重要情報シート」¹⁰⁰の適切な活用

⁹⁹ 営業部門内で募集コンプライアンスなど内部管理を担当する部署

¹⁰⁰ 金融審議会「市場ワーキング・グループ」報告書（2020 年 8 月）の提言を踏まえ、業態をまたぐ商品の比較説明の容易化を図るため金融業界で導入されたもの。

代理店における重要情報シートの導入率は、2023 年8月時点で9割強まで進捗していた¹⁰¹。多くの未導入代理店は投資信託を併売する先であったが、一部の生命保険会社では、今後導入が進まない代理店に対し、外貨建保険販売を一時休止することを含め対話を行う方針としていた。

④ アフターフォローの取組み強化

生命保険協会のガイドライン¹⁰²を踏まえたアフターフォローに関する規程が9割強の代理店で整備されている中、一部の生命保険会社では、代理店によるアフターフォローに資するよう、日次で解約返戻金額の時価情報を提供していた。また、一部の代理店では、システムの接続コスト等を理由として、契約内容明細等の各種アフターフォローツールの出力が代理店本店のみに限られていたが、こうした代理店に対し、低コストプランの提案など支店での出力が可能となるよう対話を継続する生命保険会社も見られた。

(2) 外貨建保険の販売会社における比較可能な共通 KPI(以下「共通 KPI」)¹⁰³

共通 KPI について、本事務年度は、2023 年3月末基準での公表を各販売主体に対して促し、金融庁に報告するよう要請した。これを受けて、2024 年2月末時点で 146 の金融事業者が共通 KPI を公表し、金融庁に報告を行った。金融庁では、その報告内容を集計・分析し公表¹⁰⁴した。

¹⁰¹ モニタリング対象社に対する調査によるもの。

¹⁰² 「市場リスクを有する生命保険の募集等に関するガイドライン」

¹⁰³ 各業態の枠を超えて、リスクや販売手数料等のコストに見合ったリターンを長期的に確保できているかを比較検討できるよう、2022 年1月に定義・公表。

¹⁰⁴ 金融事業者からの追加報告分を更新しながら、2023 年9月、2024 年2月の2回にわたって公表を行った。(https://www.fsa.go.jp/news/r5/kokyakuhoni/202402/kpi_hoken_240228.pdf)

V. 不適切事案を踏まえた対応

【金融行政上の課題】

損害保険業界において、保険金不正請求事案及び保険料調整行為事案の問題が顕在化したことを受け、金融庁及び財務局は、法令に基づき、業務改善命令等の一連の行政対応を行ってきた^{105 106}。

コンプライアンス・リスクにおける重大な問題事象は、ビジネスモデル及び経営戦略と表裏一体のものとして生じること、また、これらの事案には、いずれも自社の利益・都合を優先する姿勢やコンプライアンス及び顧客保護を軽視する企業文化が背景にあったことを踏まえ、損害保険会社においては、経営陣のリーダーシップのもと、業務改善計画にもとづき、こうした事案の発生を防止するための企業風土を醸成し、業務改善に向けた一連の取組みを実効性のあるものとして進めていくことが課題となっている。

また、これらの事案の大きな要因として、業界全体に広がっている商慣行や市場環境における構造的な課題も認められたため、個社における対応にとどまらず、業界全体、さらには金融庁としても、構造的課題の解決に向けた取組みを進めていく必要がある。

【本事務年度の実績】

(1) 不適切事案の概要と対応

自然災害の頻発・激甚化や日本企業を取り巻くリスクの多様化が進む状況において、各経済主体がリスクをとって、新たなチャレンジを行うことを支えるためには、適切な保険商品・サービスの提供が不可欠であり、今後、損害保険会社の役割はますます重要になる。

こうした中で発生した不適切事案は、保険契約者等の利益を損ね、ひいては、損害保険業に対する信頼を失わせたと言っても過言ではない。損害保険会社は、こうした現状を真摯に受け止め、その失われた信頼を回復するための取組みを早急に進めるべきである。

まず、保険金不正請求事案は、中古車販売店、自動車修理工場及び保険代理店を兼業していた特定の企業が、損傷の作出など自動車修理工場として不正行為を行い、保険金を過大に請求していた。また、一部の損害保険会社においては、保険代理店としての同社による保険契約の取扱件数などを過度に重視していたことから、不適切な査定の簡略化や入庫紹介を行い、同社の不正請求を助長させていた。加えて、保険代理店としての同社に対する損害保険会社による実効的な教育・管理・指導（以下「指導等」）が実質的に機能していない状況にあった。

¹⁰⁵ ビッグモーター社に対する損害保険代理店としての登録取消し
(https://lfb.mof.go.jp/kantou/kinyuu/pagekt_cnt_20231120001.html)
及び損保ジャパン及びSOMPOホールディングスに対する業務改善命令
(<https://www.fsa.go.jp/news/r5/hoken/20240125/20240125.html>)

¹⁰⁶ 大手損害保険会社4社に対する業務改善命令
(<https://www.fsa.go.jp/news/r5/hoken/20231226/20231226.html>)

次に、保険料調整行為事案は、共同保険の組成過程において、複数の損害保険会社が入札前に保険料の事前調整を行うといった、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和 22 年法律第 54 号)(以下「独占禁止法」)に抵触するおそれのある行為が幅広く行われていたものである。こうした不適切行為が行われた理由としては、単に損害保険会社や保険代理店において独占禁止法の知識が不足していたことのみならず、国内外で火災保険料が上昇する中で、経営陣からトップラインの維持とボトムラインの改善を同時に求められるなど、損害保険会社の営業担当者に対して強いプレッシャーが存在していたことや、政策保有株式や便宜供与といった保険以外の要因で共同保険の幹事やシェアが決まっていたこと等も認められている。

金融庁及び財務局は、これらの事案に対し、法令に基づき、業務改善命令等の一連の行政対応を行ってきた。業務改善命令の対象となった損害保険会社から、それぞれの事案に対応する業務改善計画が提出されたところ、経営陣の責任のもと、業務改善策が確実に実行され、着実かつ実効的に改善が進むよう、しっかりとフォローアップを行っていく。

また、日本損害保険協会は、損害保険業界の信頼回復に向けた取組みとして、以下のよう
な対応を進めた。

○保険金不正請求事案に関する取組み

- 顧客に対して、修理工場を紹介する際には、保険金支払部門と関連部門が密接に連携の上、顧客の意向や要望を優先した紹介となるような体制整備をすること等を盛り込んだ、「損害保険の保険金支払いに関するガイドライン」の改定(2023 年 11 月 30 日)

○保険料調整行為事案に関する取組み

- 「損害保険会社の独占禁止法遵守のための指針」を改定し、「保険契約引受」の項目を新設し、引受の際の情報交換等についての基本的な考え方等を追加(2023 年 12 月 15 日)。
- 「保険契約引受にかかる独占禁止法上の留意点」を新設し、より具体的な解説を記載。共同保険を含む保険契約引受時や、日常の社員の活動等における他社接触、情報交換に関する留意点を具体化(2024 年 3 月 6 日)。
- 会員各社の経営トップ自らが先頭に立って自主的に実践する「基本原則」・「行動指針」を定めたものである行動規範に独占禁止法順守を明記(2024 年 3 月 21 日)。

こうした取組みに加え、日本損害保険協会においては、信頼回復に係る取組みを検討する「業務抜本改革推進PT」を設置(2024 年 3 月)し、不適切な商慣習の見直しや適切な競争環境の整備に向けた議論を行っているところ、業界全体として、引き続き、当該 PT における取組みを含めて、日本損害保険協会を中心に損害保険業界としての取組みを進めていく必要がある。

(2) 損害保険業の構造的課題と競争のあり方に関する有識者会議

今般の不適切事案において、実態把握を進めていく中で、不適切行為の誘因となる構造的課題や、適切な競争を阻害する要因があることが認められた。関係する損害保険会社及び損害保険業界全体において、必要な取組みを進めていくことは当然であるが、保険行政を行う金融庁及び財務局においても、制度やモニタリングのあり方を改めて点検し、必要に応じて見直していくことが求められる。

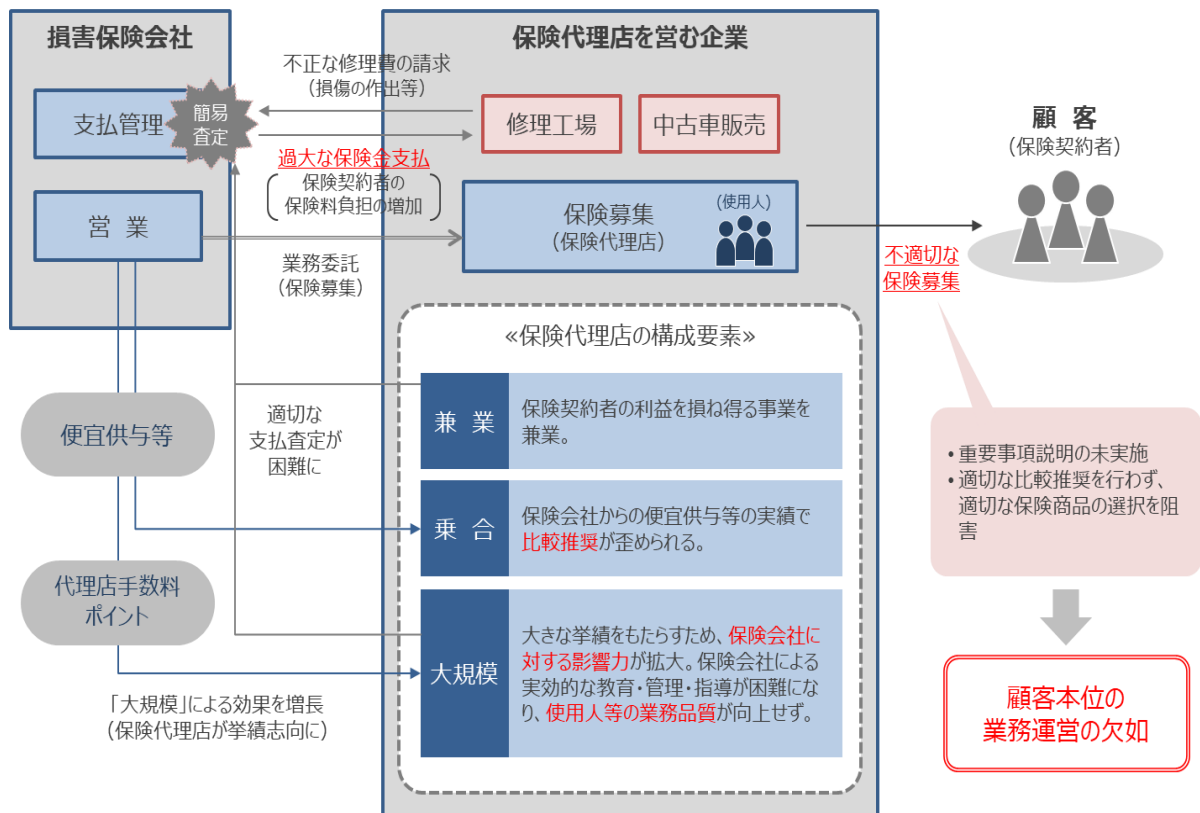
このような状況のもと、2024 年3月から6月にかけて、「損害保険業の構造的課題と競争のあり方に関する有識者会議」を開催し、今般の事案の真因等を踏まえ、顧客本位の業務運営の徹底や健全な競争環境の実現、ひいては我が国保険市場の健全な発展に向けた必要な取組みについて、幅広く議論を行った。2024 年6月 25 日に、当有識者会議において有識者から提示された主な意見を整理した報告書を公表¹⁰⁷した。

今後、有識者会議の議論等を踏まえ、金融庁及び損害保険業界において、商慣行や制度・モニタリングのあり方等について、必要な調査・分析及び見直しに向けた検討を進めていく。また、金融庁を中心とした関係者において、損害保険業界のみならず金融庁及び財務局・保険契約者・企業等を含むステークホルダー全体への影響を注視しながら PDCA を適切に実施することで、必要に応じ、追加的な措置を検討していく。

¹⁰⁷ 「損害保険業の構造的課題と競争のあり方に関する有識者会議」報告書
(<https://www.fsa.go.jp/singi/sonpo/houkokusyo.pdf>)

(参考 33) 保険金不正請求事案

＜今般の保険金不正請求事案に関する各種の課題の関係性＞

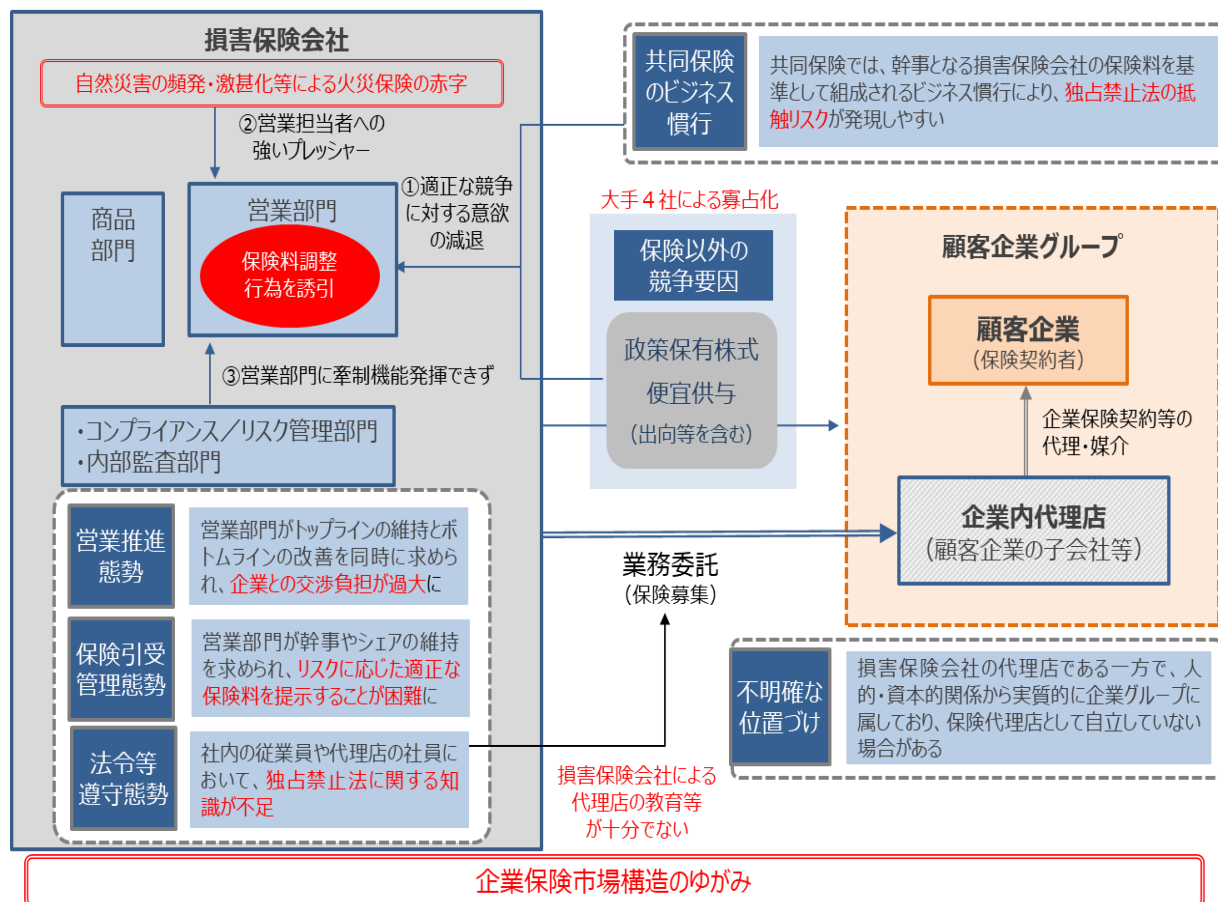


＜有識者会議報告書の主なポイント＞

顧客本位の業務運営の徹底
1. 大規模代理店に対する指導等の実効性の確保 ■ 損保会社による代理店に対する指導等の実効性の確保 ■ 金融庁・財務局のモニタリング強化 ■ 第三者による代理店の業務品質の評価の枠組みの検討 ■ 損保募集人の試験制度や継続教育の高度化・厳格化等 ■ 態勢整備の厳格化、自主規制機関についての検討
2. 代理店手数料ポイント制度 ■ 「規模・増収」に偏ることなく「業務品質」を重視する評価体系への変革 ■ 「業務品質」の指標を顧客にとってのサービス向上に資するものとする
3. 保険会社による代理店等への過度な便宜供与等の制限 ■ 自社の保険商品の優先的な取扱いを誘引する便宜供与等の解消（代理店の自立に向けた動きを阻害する出向等の解消を含む）
4. 乗合代理店における適切な比較推奨販売の確保 ■ 顧客の最善の利益を勘案した比較推奨の確保 ■ 顧客の保険リテラシー向上の支援（商品選択のガイドブックの作成 等）
5. 代理店の兼業と保険金等支払管理部門の独立性確保等 ■ 代理店の兼業による弊害を防止するための措置の実施

(参考 34) 保険料調整行為事案

＜今般の保険料調整行為事案に関する各種の論点の関係性＞



＜有識者会議報告書の主なポイント＞

健全な競争環境の実現	
1.競争環境の歪みの是正	■ 独占禁止法抵触リスクをはらむ共同保険のビジネス慣行の適正化 ■ 政策保有株式の縮減及び不適切な便宜供与の解消
2.損保会社における態勢の確保	■ 独占禁止法等を遵守するための適切な法令等遵守態勢の確保 ■ コンプライアンス上不適切なインセンティブとならない評価体系の策定等、適正な営業推進態勢の確保 ■ リスクに応じた適切な保険料を提示するための保険引受管理態勢の強化
3.企業内代理店のあり方	■ 企業内代理店の立場の明確化、情報共有ルール of 策定 ■ 企業内代理店の実務能力の向上（損保会社による指導等の態勢整備、不適切な代行の解消等） ■ 企業内代理店の自立の促進（特定契約比率の見直し等）

Ⅵ. その他

【金融行政上の課題】

保険会社が顧客本位の業務運営を推進していくため、障がい者に対する社会的障壁が除去され、誰もが安全で利便性の高いサービスを享受できるようにすることや顧客視点に立った商品開発を行うことが重要である。金融庁は、モニタリングや商品審査などを通じ、保険会社と様々な対話を行い、これらの取組みの着実な進展を促していく。

また、家計が過不足のない保険商品を選択し、真に必要な保障を受けるには、公的保険の保障内容を理解した上で、適切な民間保険に入ることが重要である。このため、顧客が公的保険制度の保障内容を理解するとともに、自身のリスクや必要に応じた保険商品を選択できるよう、顧客の保険リテラシー向上を図ることが重要である。

【本事務年度の実績】

(1) 障がい者に配慮した取組み

昨事務年度に引き続き、保険会社等や保険代理店に対し、アンケート調査やヒアリングを通じて、障がい者の利便性の向上に向けた取組状況について実態把握を行った。

保険会社においては、聴覚障がい者や知的・精神・発達障がい者への対応に関する規程等の整備率向上など、各社における取組みが一定程度進展していたが、障がい者団体からは、代筆・代読や電話リレーサービスへの対応を含む研修等を通じた現場職員による対応の徹底などを求める声が寄せられており、今後、一層の取組みが期待される。

少額短期保険業者においては、代筆・代読等に関する規程等の整備率が向上するなど取組みが一定程度進展した。一方で、代読に関する規程において代読の際に個人情報漏えいすることがないように配慮することや、視覚障がい者への点字又は点字に代わる措置を整備することなどについて改善の余地が認められた。引き続き、障がい者に関する理解や障がい者等への対応力向上に資する取組みの継続が望まれる。

保険代理店¹⁰⁸においては、代筆・代読等の障がい者に配慮した取組みに関し、約6割強が自ら規程等を整備していたほか、未整備の代理店においても、所属保険会社のマニュアルに従って対応していた。また、障がい者対応に関する研修を実施している事例や、相談ブースの高さを車椅子対応にするなど店舗のバリアフリー化を進めた事例も見られた。一方で、これまで障がい者対応が必要となるケースがなかったために規程等を整備していない事例も認められたことから、更なる対応を促していく必要がある。

また、公共インフラとしての電話リレーサービスについては、上記の各業態において、サービスへの対応可能な業者が増加するなど取組みが一定程度進展していたが、一部の代理店で

¹⁰⁸ 本事務年度にヒアリングを実施した 86 先

同サービスの理解不十分との実態も見られ、障がい者の利便性向上の観点から、同サービスの認知度の向上が望まれる。

保険サービスの利用者である障がい者の利便性向上を一層推進すべく、改正障害者差別解消法の趣旨も踏まえた上で、アンケート調査やヒアリング等を通じて、保険会社等及び保険代理店における障がい者の利便性向上に配慮した取組みを促していく。

(2) 顧客視点に立った商品開発

金融庁においては、保険会社が顧客視点に立った商品開発を行うよう、保険業法に基づき審査を行うとともに、その過程で保険会社と共有するに至った問題認識等を審査の透明性、効率性等の観点から審査上の留意点として公表している¹⁰⁹。以下は、本事務年度において審査を行った約 400 件の中から、顧客視点に立った商品開発の観点から、審査の過程で保険会社と議論を行った例を挙げたものである。

① 第三分野商品における解約返戻金の削減

保険料の低廉化を図ることを主な目的として、責任準備金に基づく解約返戻金を削減し低解約返戻金型や無解約返戻金型の保険とする商品開発が保険市場において広く行われている。

一方、例えば第一分野商品、並びに介護保険、がん保険、及び重大疾病保険等であって多額の一時金を給付する第三分野商品の場合は、過度な低解約返戻金型や無解約返戻金型の保険とすることは、以下の理由から契約者保護に欠ける場合がある。

- ・ 給付事由の発生率等が高齢において高まることから、長期にわたり当該保険に加入した場合、多額の責任準備金が保険会社内に積み立てられる。
- ・ しかしながら、仮に契約者が当該保険を解約した場合、過度な低解約返戻金型や無解約返戻金型であることから、解約返戻金がほとんど(あるいは全く)返戻されない。
- ・ この場合、多額の責任準備金が自ら支払った保険料を原資として積み立てられているにも関わらずほとんど返戻されないというデメリットが、保険料低廉化のメリットを上回り、契約者保護に欠ける結果になってしまう。

したがって、保険期間が長期かつ保険金や給付金が多額の第一分野商品並びに第三分野商品をもつ(低)解約返戻金型とすることについて、そのメリットとデメリットを比較衡量した上で、契約者保護の観点から、例えば、「解約返戻金を削減しない」や、貯蓄性を抑制し保障に重点を置いた商品設計とするために「保険金や給付金額を過度に多額にならないよう一定以下に抑える」又は「保険満期年齢や保険期間を過度に長期化させない」といった対応をした上で、適切な保険商品とすることが重要である。

¹⁰⁹ https://www.fsa.go.jp/status/hoken_sinsajireishu/index.html

そこで、第三分野の事故が発生した場合は多額の一時金を給付する一方、無解約返戻金型とする商品の審査において、第三分野商品であるからというだけで解約返戻金の削減を無制限に認めるのではなく、一時金を一定以下に抑えることにより多額の責任準備金が解約時に返戻されないというデメリットが軽減した商品に対し、認可を行った。

② スマートフォンを用いたテレマティクス自動車保険

運転挙動情報(速度、加速度等)に基づき、安全運転の度合いを保険料に反映するテレマティクス自動車保険について、一部の損害保険会社では、車載器やドライブレコーダーだけでなく、保険会社が提供するアプリをダウンロードしたスマートフォンを用いて、運転挙動情報の収集を可能としている。

テレマティクス自動車保険に利用できるデバイスが増えることは、顧客にとって有益であるものの、多種多様なスマートフォンの間において、取得される運転挙動情報の同一性が確保されていない場合、同じ運転挙動にも関わらず、利用するデバイスによって割引率が異なることとなり、契約者保護に欠けることとなる。このため、取得する運転挙動情報がデバイス間で同一となることを確認する必要があることについて申請会社との間で認識を共有し、そのための態勢整備状況について審査の過程で確認の上、認可を行った。

(3) 公的保険制度の周知を含む保険リテラシー向上に向けた取組み

2024 年4月に金融経済教育推進機構(以下「J-FLEC」)が設立された。J-FLEC では、公的保険制度と民間保険の比較を含め、幅広い観点から国民の金融リテラシー向上を図るため、同年8月より、学校・企業等に対する講師派遣事業等の取組みを行う予定である。

また、生命保険協会、日本損害保険協会及び生命保険文化センターは、2023 年 11 月に、保険教育に関する包括連携協定を締結した。同協定に基づいて、中学・高校の教員を対象とし、生活設計や公的保険制度等に係るセミナーを実施するなど、保険業界においても、保険リテラシー向上を目的とした取組みが進められている。今後とも、J-FLEC 及び保険業界と連携しつつ、顧客が公的保険制度の保障内容を理解するとともに、自らのリスクや必要に応じた保険商品を選択できるよう、保険リテラシーの向上に取り組んでいく。

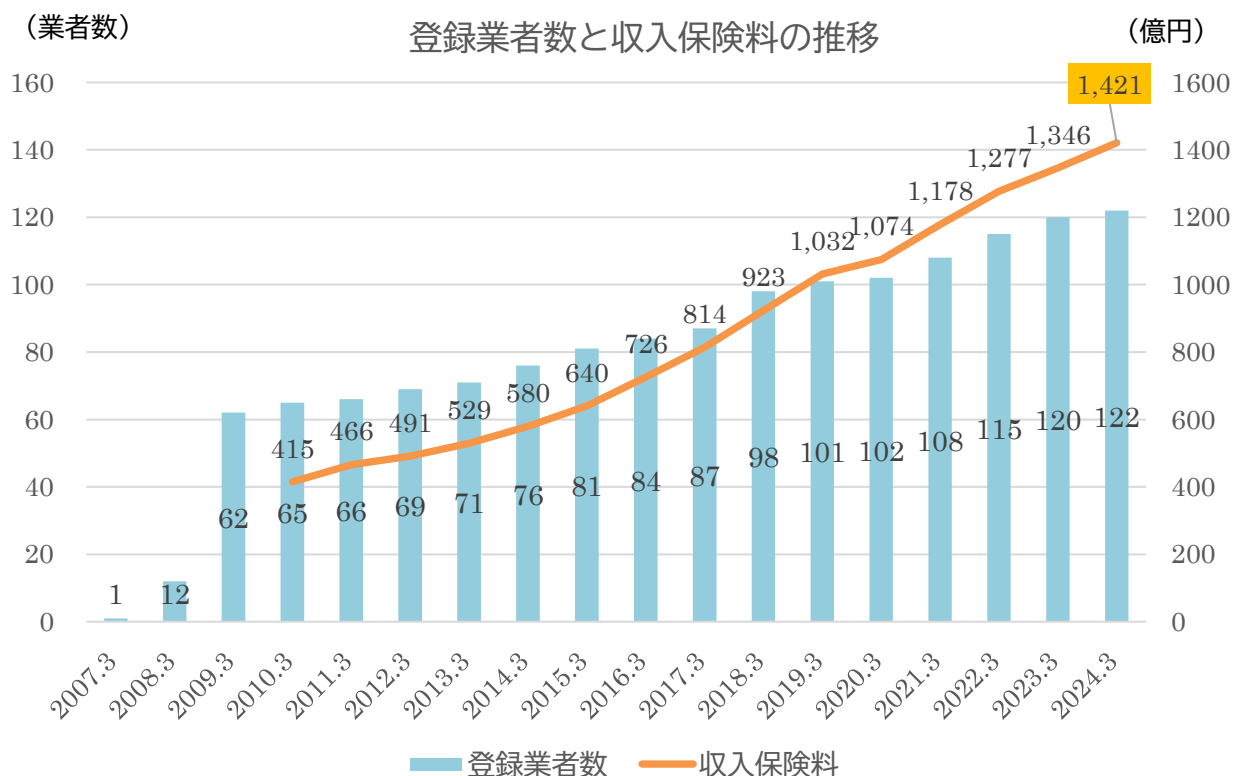
Ⅶ. 少額短期保険業者の財務の健全性及び業務の適切性の確保について

【金融行政上の課題】

少額短期保険制度創設から 18 年が経過し、少額短期保険業者（以下「少短業者」）の数は大幅に増加するとともに、その規模・特性や取扱商品も多様化している。これに伴い、収入保険料等の市場規模も一貫して拡大傾向にある。こうした中、昨事務年度には、経営管理態勢等に問題が認められ、登録取消命令、業務停止命令、業務改善命令といった重大な行政処分に至った事案が複数発生したほか、創業期赤字を含め経常損益ベースで赤字となっている少短業者が一定程度存在しており、引き続き、財務の健全性及び業務の適切性の確保が課題となっている。

少短業者は、登録制であり、保険会社に比べて規模が小さいという特徴があるため、異業種からの参入も想定されることに加え、従来にはない新しい保障・補償が提供されやすい状況にある。こうした点について留意しつつも、上記の課題を踏まえ、保険契約者等の保護の観点から、財務局と連携して、実効的な登録審査及びモニタリングを行い、各少短業者の財務の健全性及び業務の適切性を確保するための態勢整備を引き続き促していく必要がある。

（参考 35）少短業者数と収入保険料の推移



（出典）各社決算資料等より金融庁作成

【本事務年度の実績】

本事務年度は、財務局と連携し、昨事務年度に改正した監督指針に基づいて、少短業者を的確に運営できる人的構成や資金繰り管理等を意識した登録審査及びモニタリングを実施した。特に、少短業者の収益性や流動性リスクの管理態勢、業務運営態勢について、月次モニタリング等により保険契約者等の保護の観点から懸念がある少短業者を特定し、ヒアリング等により詳細に実態把握をしたうえで、必要に応じて改善を促した。また、保険契約者等の保護とイノベーションの推進を両立させる観点から、迅速かつポイントを押さえた適切な登録審査を実施した。

加えて、日本少額短期保険協会との意見交換を通じて、少短業者に対し、財務の健全性及び業務の適切性を確保するための態勢整備を改めて促すとともに同協会に対しては、引き続き、同協会が中心となって迅速かつ適切な施策を実施することを通じ、より一層の態勢整備を促すことを求めた。

また、近年の少短業者における創意工夫のある取組みとしてインシュアテックを活用した商品や異業種との提携による独創性のあるアイデアを元にした商品の開発が進んでいる。その一方で、商品開発態勢整備が不十分であることにより、少短業者が、保険契約者等の保護や各種法令等順守の観点での検証が不十分な状態で財務局に商品の届出に関する相談を行っている事例が確認されたところ、同協会を通じて少短業者に対し、商品審査の全体の流れや、過去の具体的な不備事例をとりまとめて周知し、商品開発に係る一層の態勢整備を促した。

【コラム①】自動車損害賠償責任保険審議会

日本においては、原則として全ての自動車に自動車損害賠償責任保険（以下「自賠責保険」）の契約が義務付けられている。これは、自動車事故により他人を死傷させた場合に発生する損害賠償を保障するもので、被害者保護を目的として、自動車損害賠償保障法（昭和 30 年法律第 97 号）において定められている。

金融庁においては、自賠責保険の保険料率である「基準料率」の改定等について審議を行う「自動車損害賠償責任保険審議会（以下「自賠審」）」を設置し、その運営を行っている。

本事務年度においては、令和6年1月15日、1月19日に第147回、第148回自賠審が開催され、令和5年度料率検証結果の報告や、特定小型原動機付自転車の基準料率等について審議が行われた。

また、6月4日には第149回自賠審が開催され、自賠責保険における経費の計算方法等に関して審議が行われた。

1. 第147回、第148回自賠審（令和6年1月15日、1月19日開催）について

①2023年度料率検証結果について、

2023年4月の基準料率改定時の予定損害率との乖離は2023年度で0%、2024年度で▲1.6%に留まっており、

- ・ 収支は当初の想定より若干良化しているものの、予定損害率と現状の損害率との乖離は比較的小幅にとどまること

- ・ 滞留資金¹¹⁰の残高や制度の安定的な運営の側面

等を鑑みると、今回、直ちに料率改定が必要な状況にはなく、基準料率は据え置くこととされた。

②特定小型原動機付自転車の基準料率について、

道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）の施行等により、新たに「特定小型原動機付自転車（以下「特定小型原付」）」が定義されたことを受け、自賠責保険としても

- ・ 既存の原動機付自転車とはリスク特性が異なるモビリティとして定義されたこと

- ・ 他の車種と識別が可能であること

- ・ 区分を新設しても保険引受時に実務上問題がないこと

を踏まえ、「特定小型原付」のリスク特性に応じた基準料率を算出し、2024年度より、当該区分を新設することとなった。

その上で、損害保険料率算出機構から届出のあった「特定小型原付」の基準料率に関して諮問が行われ、審議の結果、当該基準料率を2024年4月1日より適用することについて了承された。

¹¹⁰ 滞留資金とは、自賠責保険の累計収支残にその運用益を加算したもの。

「特定小型原付」の基準料率(※)は次のとおり。

保険期間	基準料率
12 か月契約	6,650 円
24 か月契約	8,040 円
36 か月契約	9,400 円
48 か月契約	10,730 円
60 か月契約	12,040 円

(※) 離島以外の地域(沖縄県を除く。)

なお、特定小型原付の基準料率が既存の原動機付自転車よりも低くなることに伴い、2024 年 4 月以降に生じる差額分について、一部のケース¹¹¹を除き、各損害保険会社等から契約者に対し返還されることとなった。

③ 共済規程等の一部変更

全国共済農業協同組合連合会、農業協同組合及び全国労働者共済生活協同組合連合会において、自動車損害賠償責任共済・保険の引受・契約管理における業界共通の共同システムを導入することに伴い、キャッシュレス決済手段を通じた共済掛金の収納が可能となるため、関連する共済規程等の一部を変更することについての諮問が行われ、審議の結果、特段異議はないものとして了承された。

2. 第 149 回自賠審(2024 年 6 月 4 日開催)について

自賠責保険における経費の計算方法等について、社費の計算基礎となる経費計算基準及び代理店手数料の算出における基礎数値(以下「経費計算基準等」)は、2012 年の自賠審で報告の上で改定されたが、その後、デジタル化の進展など、自賠責保険の経費に影響を与える環境は変化している。こうした環境変化を踏まえ、経費計算基準等の見直しの必要性等について議論が行われた。

議論の結果、

- 日本損害保険協会において客観性・透明性を十分に確保した第三者委員会¹¹²を設置の上、
 - ・ 経費計算基準等について、経費計算基準の計算式が実態に即しているかという観点も含め、業務実態に合っているか検証した上で、必要に応じて、見直しを行うこと
 - ・ 将来的に経費計算基準等を見直す場合の手続きを導入することについて、検討を行うこと
 - 2025 年 1 月に開催予定の自賠審において、第三者委員会での検討結果を日本損害保険協会から報告を行うこと
- について、了承された。

¹¹¹ 差額保険料(共済掛金)が 100 円未満となる場合は、返金の対象外となる。

¹¹² 2024 年 6 月 14 日、日本損害保険協会は、「自賠責保険の経費の計算方法等に関する第三者委員会」を設置。<https://www.sonpo.or.jp/insurance/jibai/daisansya.html>

【コラム②】工賃単価に関する調査結果

2024 年2月 29 日、日本自動車車体整備協同組合連合会（以下「日車協連」）に加盟する全国の自動車車体整備事業者等（以下「車体整備事業者」）に対し、車体整備事業者と損害保険会社との間における工賃単価¹¹³に係る実態を把握し、その結果を「工賃単価に関する調査結果」として公表した¹¹⁴。

本調査は、車体整備事業者の方々からの「損害保険会社により低い工賃単価を一方的に決められている」「整備工場側の言い分を聞き入れてもらえない」などの声が多く寄せられてたことを受け、実施したものである。

本調査は、日車協連等の協力のもと、全国の車体整備事業者の方々に工賃単価の状況や損害保険会社との交渉状況等に関するアンケート調査へ回答する形式で実施し、3,151 事業者（回答率 74%）から回答を得た。回答のあった事業者の属性を見ると、資本金では 5,000 万円未満の事業者が約7割を占めており、また、従業員数では5人以下の小規模な車体整備事業者が過半数を占めていた。

調査結果の概要は以下のとおりである。

- 2023 年4月以降の工賃単価は、前年度より引き上げられたとの回答が約8割弱を占めた。そのうち、消費者物価指数（総合指数）の前年度比 2.5%以上の引き上げ率との回答が約4割である一方、それに満たない引き上げ率との回答も約5割あった。
- 見直し後の工賃単価について、納得していないとの回答が約7割であり、その理由として「引き上げ額が低い」、「人件費等の上昇に見合っていない」といった回答が多く見られた。
- 損害保険会社との交渉に関し、車体整備事業者から損害保険会社に対して苦情を申し出たことがないとの回答が約8割あった。その主な理由は、損害保険会社に苦情を申し出たところで変わらない、時間の無駄、交渉態度が一方的との意見が多い一方、事前調整や金額に納得しているため、との回答も見られた。
- その他、自由記載による全般的な意見として、損害保険会社の交渉姿勢に関する意見、工賃単価の算出方法に関する意見など、車体整備事業者と損害保険会社の間には見解の相違が見られた。

当庁としては、こうした本実態調査の内容を踏まえ、自動車保険を販売している損害保険会社に対し、工賃単価に係る交渉においては、車体整備事業者の納得感が得られるよう、丁寧な説明や対応を徹底すること、工賃単価の改定に当たっては、消費者物価指数のみならず、人件費その他の要素も考慮に入れるなど、必要な対応策の検討を要請した。

¹¹³ 工賃単価とは、事故により損傷した自動車の修理費用を算出する際に参照する金額（1 時間当たりの単価）をいう。損害保険会社が車体整備事業者に対して、保険金として修理費用を支払う際の保険金額の算定に用いる。

¹¹⁴ 「工賃単価に関する調査結果」の公表について

(<https://www.fsa.go.jp/news/r5/hoken/20240229/20240229.html>)

【コラム③】遺伝情報の取扱いについて

保険分野における遺伝情報の取扱いについては、保険会社が遺伝情報を用いた不当な差別的な取扱いを行わないこと、また、保険の引受・支払実務がゲノム医療の利用・普及促進の阻害要因とならないようにすることが重要である。

生命保険協会及び日本損害保険協会は、2022 年4月に日本医学会・日本医学会連合及び日本医師会が発表した共同声明¹¹⁵を受け、2022 年5月、「生命保険（損害保険）の引受・支払実務における遺伝情報の取扱いにつきまして」と題する周知文書を公表¹¹⁶し、保険の引受・支払実務における、遺伝学的検査結果やゲノム解析情報など遺伝情報の取扱いの明確化を図った¹¹⁷。

金融庁としても、両協会との意見交換会などの機会を捉え、各保険会社及び両協会に対して、周知文書の内容に基づいた説明を徹底するように要請してきた。

こうした中、第 211 回通常国会において、「良質かつ適切なゲノム医療を国民が安心して受けられるようにするための施策の総合的かつ計画的な推進に関する法律案」（以下「ゲノム医療推進法」）が可決・成立した。

この法律において、政府は、ゲノム医療施策を総合的かつ計画的に推進するため、ゲノム医療施策に関する基本計画を策定することが求められているところ、2023 年 12 月より「ゲノム医療推進法に基づく基本計画の検討に係るワーキンググループ¹¹⁸」が開催されており、当庁も参画している。

これまでのワーキンググループの議論において、保険関連では、差別等への適切な対応の確保に関して、指針やガイドラインの作成といった対応を省庁横断的に検討する必要があるとの意見や、ゲノム情報の適正な取扱いに関して、ゲノム情報の幅広い利活用を考えた場合の取扱いや不適正な利用が生じた場合の対策を検討する必要があるとの意見が出されている。

今後、ワーキンググループでの議論を踏まえ、ゲノム医療施策に関する基本計画が策定される予定となっている。

なお、各保険会社においては、引き続き、引受や支払の際に遺伝学的検査結果やゲノム解析結果の収集・利用を行わないことやゲノム情報による不当な差別を決して行わないことを徹底することが求められている。

¹¹⁵ 「遺伝情報・ゲノム情報による不当な差別や社会的不利益の防止」についての共同声明

¹¹⁶ 生命保険協会 (<https://www.seiho.or.jp/info/news/2022/20220527.html>)

日本損害保険協会 (https://www.sonpo.or.jp/news/release/2022/2205_01.html)

¹¹⁷ 両協会以外にも、2022 年 7 月 11 日、日本少額短期保険協会が、遺伝情報の取扱いに関して同趣旨の内容を公表している。

¹¹⁸ 厚生労働省ホームページ (https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-isei_210261_00008.html)

【コラム④】保険監督をめぐる国際的な動向

保険会社の活動のグローバル化が進み、その事業やリスクプロファイルが世界的な経済・社会動向とより密接に結び付くようになっている。こうした環境のもと、保険会社の規制・監督の枠組みについても、国際的な観点が一層重要になってきている。

スイス・バーゼルに設置された保険監督者国際機構 (IAIS: International Association of Insurance Supervisors) は、保険セクターの監督に必要な原則・基準・ガイダンス・支援文書の策定とそれらの実施支援を責任とする国際機関である。金融庁は、1998 年からメンバーとして IAIS に参加し、2008 年からは執行委員会の (共同) 副議長も務めてきた。また、2023 年 11 月には IAIS の年次総会及び年次コンファレンスを東京にて開催し、その際に当庁の有泉金融国際審議官 (2024 年 6 月時点) が執行委員会の議長に就任した。IAIS では、保険契約者保護や金融安定の観点から様々な論点に係る取組みを行っているところ、主要なものとして、例えば以下が挙げられる¹¹⁹。

- ・ 国際資本基準 (ICS: Insurance Capital Standard) : IAIS は、2019 年 11 月に「国際的に活動する保険グループ (IAIGs) の監督のための共通の枠組み (ComFrame)」を採択・公表した。ICS は、ComFrame の中の定量的な要素 (IAIGs に対する資本基準) として開発が進められているもので、2019 年 11 月の ICS version 2.0 の公表に続き、2023 年 6 月には市中協議文書「規制資本としての ICS の最終化に向けた案 (Candidate ICS as a PCR)」を公表している。今後は、2023 年市中協議文書への意見や 2024 年 ICS データコレクションの分析結果等を踏まえ、2024 年末までに ICS の最終化を行う予定である。これと並行して、IAIS は、米国が開発している合算手法 (AM: Aggregation Method) が ICS と比較可能な結果をもたらすかを評価し、その結果を 2024 年末までに公表する予定である。
- ・ システミックリスクへの対応 : IAIS は、2019 年 11 月に公表した「システミックリスクに対する包括的枠組み (HF: Holistic Framework)」の下、保険セクター全体及び保険会社個社の潜在的なシステミックリスクを適切に捉えるため、年次の「グローバルモニタリング活動 (GME: Global Monitoring Exercise)」を実施している。その結果は「グローバル保険市場レポート (GIMAR)」として公表されており、2023 年の GIMAR では、「マクロ経済環境を踏まえた金利、流動性及び信用リスク」、「オルタナティブ投資の増加及びクロスボーダーの資産集約型再保険を含む、生保業界の構造的変化¹²⁰」の 2 つを主要テーマとして取り上げた。また、IAIS は、生保業界の構造的変化に関するイシューズペーパーの市中協議文書を 2025 年前半に公表する予定である。

¹¹⁹ IAIS は中期的な作業に予見可能性を持たせるため、中期計画 (SP: Strategic Plan) を作成しており、次期 SP (2025~2029 年) は 2024 年中に公表する予定である。

¹²⁰ これらは、2021、2022 年の GIMAR において取り上げた「プライベート・エクイティ (PE) の生保業界への関与」とも関連している。なお、国際通貨基金 (IMF) も、「PE と生命保険会社」と題するレポートを 2023 年 11 月に公表し、2024 年 4 月の国際金融安定性報告書 (GFSR) でも (保険セクター以外も含む) プライベート・クレジットへの投資増加を論じる等、関連する論点を取り上げている。

また IAIS は HF に係る法域別評価(TJA: Targeted Jurisdictional Assessment)を通じて得られた教訓も踏まえ、再建計画・破綻処理計画に係る規定を含む保険基本原則(ICP: Insurance Core Principles)・ComFrame の改定案の市中協議文書を公表した。(最終化は 2024 年中を予定)。

- ・ 自然災害に係るプロテクションギャップ: IAIS は、保険監督当局の立場からの自然災害に係るプロテクションギャップへの対応を論じた報告書を 2023 年 11 月に公表した。報告書では、事例に基づいて監督当局が取り得る様々なアクションの類型や着眼点を整理しており、様々な関係主体の間の連携や働きかけ(マルチステークホルダー・アプローチ)の重要性も論じている。今後、IAIS は本報告書に基づき、各国監督当局の取組みの支援や国際機関等との連携等のフォローアップを行っていく予定である。また、IAIS は、自然災害に係るプロテクションギャップの金融安定上の示唆について、2025 年の GIMAR 特別編として取り上げる予定としている。
- ・ 気候関連リスク: IAIS は、気候関連リスクに係る着眼点を ICP のガイダンスに反映し、また 2021 年 5 月に公表済のアプリケーションペーパーを改訂するための市中協議文書を順次公表している。2024 年 3 月公表の市中協議文書では資産運用や統合的リスク管理等を取り上げており、今後開示や監督上の報告等に係る市中協議文書も公表する予定である。また、上述の GME の中では、保険セクターにおける気候関連リスクに関するデータ収集・分析を行っている。
- ・ テクノロジー及びオペレーショナル・レジリエンス: IAIS は、AI・機械学習の保険セクターでの利用に関する監督上の着眼点等をアプリケーションペーパーとして取りまとめ、2024 年末までに市中協議文書を公表する予定である。また、オペレーショナル・レジリエンスに関するイシューズペーパーを踏まえ、本件に関する監督上の目的やツールキットを整理し、2024 年後半に市中協議を行う予定である。
- ・ DE&I(Diversity Equity & Inclusion): IAIS は、DE&I がガバナンス、リスク管理、企業文化に与える影響に着目したアプリケーションペーパーの市中協議文書を 2024 年 3 月に公表した。また、顧客の公平な取り扱いにおける DE&I の観点についても整理し、別途の市中協議文書として 2024 年 6 月に公表した。

当庁としては、我が国における保険行政上の課題も踏まえ、今後も IAIS をはじめとする国際的な議論に一層積極的に参画・貢献していく予定である。

【コラム⑤】FSAP 対日審査

国際通貨基金 (IMF: International Monetary Fund) は、2023 年から 2024 年にかけて、日本の金融部門を包括的に分析・評価するプログラム (FSAP: Financial Sector Assessment Program) を実施し、その結果を報告書¹²¹にまとめて公表した。保険セクターは、当局による規制・監督が IAIS の定める 24 の保険基本原則 (ICP: Insurance Core Principles) に沿っているか、それぞれ四段階で評価する Detailed Assessment が実施された。本コラムでは、その結果の概要を紹介する。

前回 Detailed Assessment が行われた 2012 年以降、IAIS では、

- ・ 国際的に活動する保険グループ (IAIG: Internationally Active Insurance Group) に焦点を当てた監督フレームワーク (ComFrame) の開発
- ・ システミックリスクに対する包括的枠組み (HF: Holistic Framework) の導入

といった取組みが行われた。当庁においても、ComFrame 及び HF の趣旨を踏まえた監督指針の改正等を通じ、保険グループの規模・特性に応じたグループ監督を行っていくための枠組みを整備してきた。また、2024 年末に最終化が予定されている ICS に関する議論 (コラム④参照) も踏まえつつ、当庁では 2025 年度から経済価値ベースのソルベンシー規制を導入する予定である。国際的な動向を踏まえた当庁のこうした取組みは、FSAP においても前向きに評価されている。

このほか、個々の ICP の評価において、保険会社の免許付与手続き、当局間の情報共有や連携、マネーロンダリング等対策 (AML/CFT) などの分野で高い評価を受けた。さらに、主要な生命保険会社及び損害保険会社を対象としたストレステストでは、厳しいシナリオ下でもほとんどの保険会社が SMR・ESR の所要水準を上回る結果になるなど、日本の保険セクターは強靱であることが認められた。

一方で、課題とされた事項もある。以下では IMF による主な指摘事項を取り上げる。

全般的な監督アプローチに関する指摘

金融庁の保険監督は、横断的なモニタリングと顕在化したリスクへの事後的な対処に重きが置かれており、包括的なリスクベースの監督とは言い難い。オンサイト・オフサイト双方の監督活動を通じて積極的にリスクを特定して、保険会社の規模や重要性、リスクプロファイルに基づいた個社毎の監督計画を策定するなど、より個社にフォーカスした proactive な監督を目指すべき^(注)。

¹²¹ 詳細は以下のリンク先を参照。

全体報告書 (<https://www.imf.org/en/Publications/CR/Issues/2024/05/10/Japan-Financial-Sector-Assessment-Program-Financial-System-Stability-Assessment-548785>)

保険セクターの報告書 (<https://www.imf.org/en/Publications/CR/Issues/2024/05/10/Japan-Financial-Sector-Assessment-Program-Detailed-Assessment-of-Observance-on-Insurance-548790>)

(注)このようなリスクベースアプローチの強化は、資産管理やリスク管理のモニタリング、仲介業者の監督、ガバナンスやコンダクトリスクの評価など、様々な個別分野の評価でも指摘されている。

保険監督のリソースに関する指摘

足元の保険監督の課題や他の保険監督当局の体制も勘案すると、金融庁内で保険の規制・監督に関わる人的リソースは不足している。したがって、金融庁が FSAP の勧告に沿って現在の監督アプローチを見直すとすれば、特に監督部門に従事する人員を大幅に増加させることが不可欠である。

保険会社の破綻処理に関する指摘

近年保険会社が破綻処理された事例はなく、知見が失われているおそれがあるため、シミュレーション等を通じて実務面を確認することが有益である。その上で、保険会社の破綻処理の枠組み及び手続きは、会計上と ESR 上の資産・負債評価の差異や IAIG の海外業務の拡大も踏まえ、注意深くレビューする必要がある。また、生命保険会社の破綻時、保険契約者の保護のために政府が資金補助し得る旨の規定が置かれていることと、処理計画の策定が行われている保険会社が無いことは整合していないように思われる。

マクロプルーデンス監督に関する指摘

HF に即して監督アプローチを改善し、各種のデータ収集・分析を実施していることは肯定的に評価できるものの、個々の保険会社につきシステミックリスクを評価する具体的な基準が設けられていない。各保険会社のシステミックリスクを評価するための体系的なアプローチを構築し、同リスクを定期的に評価すべき。

その他の主な指摘

- ・ 保険会社が取締役等の適格性を評価しているかどうか、定期的、効果的には監督されていない。
- ・ 出再先の再保険会社に対する海外当局の監督や、再保険に係る流動性リスクの観点を考慮すべき。また、個社毎の監督の文脈でも、再保険のアレンジメントをより重視すべき。
- ・ 仲介業者に関しては、事業者の規模等に焦点を当てたリスクベースでの直接的な監督をより重視しつつ、保険会社による代理店のモニタリングという間接的な監督も注視すべき。
- ・ 開示については、大手社を中心にモニタリングが行われているが、非大手社を含めセクター全体を丁寧に確認することが望ましい。
- ・ グループ監督は、子会社だけでなく少数持分を有するエンティティも射程に含め、そのようなエンティティがもたらすリスクを評価すべき。

今回の FSAP で受けた指摘を真摯に受け止め、当庁は今後とも保険の規制・監督の改善に取り組んでいく。

【コラム⑥】保険業該当性に関する Q&A

事業者が保険業を行うには、保険業の免許又は少額短期保険業の登録が必要であるところ、金融庁は、事業者が実施を検討するサービスの保険業該当性について、照会への回答を行ってきた。保険業該当性の照会は、主にノーアクションレター制度により受けていたが、当該制度は、事業者が実施しようとするサービスや取引の個別具体的な事実関係を前提として、当該サービスや取引の保険業該当性を回答するものであり、一般的・体系的に保険業該当性に関する解釈を示したものはなかった。

このため、2023 年 11 月、保険業該当性の基本的な考え方を示した「保険業該当性に関する Q&A(以下「本 Q&A」)」¹²²を公表した。

本 Q&A では、「総論」、「保険業法(以下「法」)による整理」、「少額短期保険業者向けの監督指針(以下「少短指針」)に基づく整理」のそれぞれに関する考え方を示した。また、基本的な事項に関する質問に「★」マークを付し、保険業該当性の検討が必要である場合や検討順序といった、初めて保険業該当性を検討する場合に参考とすべき事項を明示している。

保険業該当性の検討に当たっては、以下に示した順序のとおり、まず、法による整理を検討し、法による整理で判断できない場合には、少短指針に基づく整理を検討する。

【保険業該当性の検討順序】

1. 法による整理

- (1) 法の「保険業」の定義に該当するか。
- (2) 法の適用除外に該当するか。
- (3) 保証、デリバティブ等のように、法律上「保険」ではないと整理できるか。

2. 1. で判断できない場合、少短指針に基づく整理

- (1) 金銭を給付する場合【少短指針 V(1) (注1)】: 以下①～③全てに合致するか

- ① 金銭給付が行われる一定の集団に「一定の人的・社会的関係」があるか。
- ② 慶弔見舞金等の給付が社会慣行として広く一般的に認められているか。
- ③ 社会通念上、その給付額は妥当な金額か。

- (2) 役務提供の場合【少短指針 V(1) (注2)】

- ① 物の製造販売に付随して行う修理等の役務的なサービスか。

- ③ 総合的に判断して保険業に該当しない修理等の役務的なサービスといえるか。

あくまでも、法令等に関する現時点での一般的な解釈を示すものであり、個別事案に対する法令等の適用の有無を回答するものではない。また、個別事案に対する法令等の適用の有無は、当事案における事実関係を前提にし、事案ごとに、法令等の趣旨を踏まえて実質的に判断されるものであることに留意する必要があるが、本 Q&A の公表により、保険行政の透明性を高めつつ、事業者における新規サービスの事前検討が円滑に進むことを期待する。

¹²² 「保険業該当性に関する Q&A」 (<https://www.fsa.go.jp/common/law/hokenngaitouseiqanda.pdf>)

【コラム⑦】水災料率の見直し

個人向け火災保険では、これまで水災リスクに係る保険料率（以下「水災料率」）が全国一律となっており、地域ごとの水災リスクの違いが反映されておらず、このため、近年の自然災害の頻発・激甚化に伴う保険料率の引上げ時には、保険契約者ごとのリスク実態に関わらず一律に水災料率の引上げが行われていた。

近年、自然災害に対する消費者意識が高まる中、水災リスクが比較的低い地域に居住する保険契約者にとっては、水災料率の全国一律の引上げは納得感が得られにくく、これにより、水災リスクに対する補償を付帯しない傾向が進んだ場合、大規模水災発生時に補償不足が生じることが懸念された。

こうした問題意識を踏まえ、金融庁は、令和3年6月、「火災保険水災料率に関する有識者懇談会」を設置し、水災リスクに応じた水災料率細分化のあり方や留意点等について、様々な分野の有識者からの意見を取りまとめ、令和4年3月、「火災保険水災料率に関する有識者懇談会報告書」を公表した。

同報告書の内容を踏まえ、令和5年6月、損害保険料率算出機構より火災保険参考純率の改定届出が提出され、地域の水災リスクに応じ、保険料が最も安いグループである1等地から最も高い5等地までの5区分とする水災料率の細分化が行われた。

当該参考純率の改定を受け、各損害保険会社では、火災保険商品の改定が検討されている状況であるが、より精緻に水災リスクを反映させるため、一層の細分化を行おうとする損害保険会社も存在する。金融庁においては、水災補償の普及に資する各社の創意工夫を尊重しつつ、適切に審査を行った。

また、損害保険業界における水災料率細分化の検討や取組みがより適切に行われるよう、関係省庁とも連携しつつ、損害保険料率算出機構や損害保険会社の取組状況等について対話を実施した。

損害保険業界においては、どの等地でも水害は発生する可能性があること、等地は洪水ハザードマップなどの一般のリスク情報とは必ずしも一致しないことなどを踏まえ、顧客説明事項の業界標準例を作成するなど、水災料率の細分化の理解促進や水災補償の付帯率の向上に取り組んでいた。今後とも各損害保険会社においては、水災リスクに関する情報提供等を通じて、水災補償の有効活用を含め、国民の防災リテラシー向上に貢献していくことが望まれる。